

長野運動公園総合体育館整備外事業

要 求 水 準 書

令和5年1月



長野市

# 目 次

## I 総則

1	本書の位置付け	1
2	本事業の目的	1
3	本事業の基本事項等	2
	（1）基本コンセプト及び整備方針	2
	（2）地域の森林資源の活用	3
	（3）SDGs への対応	3
	（4）性能規定について	3
4	事業者の業務範囲	4
	（1）基本設計及び実施設計に関する業務	4
	（2）建設工事に関する業務	5
	（3）工事監理に関する業務	6
	（4）その他	7
5	工程計画	7
6	リスク分担について	9
	（1）事業者の負担	9
	（2）市の負担	10
7	情報の取り扱い	10
	（1）個人情報の保護及び情報公開	10
	（2）秘密の保持	11
8	要求水準の変更等	11
	（1）要求水準の変更事由	11
	（2）要求水準の変更手続き	11
	（3）要求水準に記載のない事項及び協議	11

9 著作権・特許権等の使用	11
(1) 著作権	11
(2) 特許権等	11

## II 施設整備に関する事項

1 施設概要	12
(1) 敷地の現状	12
(2) 敷地概要	13
(3) インフラ等整備状況	14
(4) 敷地形状及び地盤の状況	15
(5) 解体建物等概要	15
(6) 計画建物等概要	19
(7) 長寿命化改修建物概要	20
2 施設整備に関する要求水準	24
(1) 建築計画の要求水準	24
(2) 新総合体育館必要諸室の要求水準	30
(3) 構造計画の要求水準	40
(4) エネルギー設備計画の要求水準	41
(5) 電気設備計画の要求水準	42
(6) 空気調和設備計画の要求水準	46
(7) 給排水衛生設備計画の要求水準	48
(8) 昇降機設備計画の要求水準	50
(9) 外構計画の要求水準	50
(10) 長寿命化改修の要求水準	53

## III 本業務の実施に関する事項

1 設計業務に関する諸条件	54
(1) 設計期間	54
(2) 業務の実施体制	54
(3) 設計業務範囲	54
(4) 長寿命化改修に関する業務	57
(5) 業務遂行上の留意事項	59

2	建設工事に関する諸条件	59
(1)	建設期間	59
(2)	業務の実施体制	60
(3)	建設業務範囲	60
(4)	建設工事特記仕様（全般）	64
(5)	建設工事特記仕様（建築工事）	67
(6)	建設工事特記仕様（電気設備工事）	67
(7)	建設工事特記仕様（機械設備工事）	68
(8)	建設工事特記仕様（土木工事）	68
3	工事監理業務に関する諸条件	69
(1)	業務期間	69
(2)	業務の実施体制	69
(3)	工事監理業務範囲	70
4	各業務の共通事項	70
(1)	長野市公契約等基本条例に関する事項	70
5	遵守すべき法制度等	71
(1)	適用法令等	71
(2)	適用条例等	72
(3)	適用基準・仕様等	72

## ■資料一覧

番号	資料名称	枚数等	備考
資料 1	敷地位置図	1 枚	
資料 2 - 1	現況配置図（建築関係）	1 枚	CAD データ提供可
資料 2 - 2	現況配置図（電気設備関係）	2 枚	CAD データ提供可
資料 2 - 3	現況配置図（機械設備関係）	3 枚	CAD データ提供可
資料 3 - 1	航空写真（建築関係）	1 枚	
資料 3 - 2	航空写真（電気設備関係）	1 枚	
資料 3 - 3	航空写真（機械設備関係）	1 枚	
資料 4 - 1	写真台帳（建築関係）	15 頁	
資料 4 - 2	写真台帳（電気設備関係）	8 頁	
資料 4 - 3	写真台帳（機械設備関係）	20 頁	
資料 5	上水道本管敷設図	1 枚	
資料 6	下水道本管敷設図	1 枚	
資料 7	都市ガス本管敷設図	1 枚	
資料 8	地盤調査速報データ	1 式	整い次第、報告書は閲覧・貸出
資料 9	周辺施設ボーリング柱状図	1 式	報告書は閲覧・貸出
資料 10	既存総合体育館図面	6 枚	CAD データ提供可
資料 11	既存屋外公衆トイレ図面	2 枚	CAD データ提供可
資料 12 - 1	アクアウイング長寿命化改修図面（建築関係）	7 枚	平面図は CAD データ提供可
資料 12 - 2	アクアウイング長寿命化改修図面（電気設備関係）	5 枚	
資料 12 - 3	アクアウイング長寿命化改修図面（機械設備関係）＋参考 1、参考 2	30 枚＋ 20 枚	
資料 13	アクアウイング評定関係	1 式	評定資料は閲覧・貸出
資料 14	新総合体育館スポーツ器具リスト＋参考 1	1 式	
資料 15	エネルギー使用量	1 式	Excel あり
資料 16	長野運動公園総合体育館整備外事業設計業務委託特記仕様書	1 式	
資料 17	長野運動公園総合体育館整備外事業工事監理業務委託特記仕様書＋別紙 1、2	1 式	
資料 18	既存総合体育館建設時図面	1 式	PDF を CD 等で提供
資料 19	アクアウイング建設時及び改修時図面	1 式	PDF を CD 等で提供
資料 20	敷地測量図	1 式	整い次第、CAD データ提供

## I 総則

### 1 本書の位置付け

---

本書は、長野市（以下、「市」という。）が「長野運動公園総合体育館整備外事業」（以下、「本事業」という。）を実施する事業者（以下、「事業者」という。）を募集及び選定するために交付する「長野運動公園総合体育館整備外事業公募型プロポーザル実施要領」と一体のものであり、本事業において市が要求する施設整備に関する水準（以下、「要求水準」という。）を示し、募集に参加する事業者の提案に具体的な指針を与えるものである。

### 2 本事業の目的

---

長野運動公園総合体育館（以下、「現総合体育館」という。）は昭和 53 年 8 月に第 33 回国民体育大会「やまびこ国体」のバスケットボール競技会場として建設され、幅広い年齢層に各種大会の開催を通じてスポーツ活動と憩いの場を提供してきたが、建設から 40 年以上が経過し、老朽化と耐震化が喫緊の課題となっている。また、多様化する市民ニーズや観客席不足による大規模な大会の開催に応えることができず、付帯設備も古く、ユニバーサルデザインや災害時の避難所としての環境整備に対応できていない等の課題がある。

令和 10 年に予定されている第 82 回国民スポーツ大会は本市にとって 50 年ぶり 2 回目の大会の開催となる。また、同年に開催される第 27 回全国障害者スポーツ大会の競技会場となることから、令和 4 年 8 月に策定した「長野運動公園総合体育館整備基本計画」に基づき、市民スポーツ推進の拠点施設であることはもとより、市民の健康づくりや地域活性化の推進拠点として、さらには災害発生時にも緊急的な対応が可能となる機能を有する施設として、本市のシンボルとなり夢と希望を次世代につないでいく施設として長野運動公園新総合体育館（以下、「新総合体育館」という。）を整備するものである。

一方、長野運動公園総合市民プール（以下、「アクアウイング」という。）は平成 9 年 9 月に長野冬季オリンピック競技大会（1998 年 2 月開催）のアイスホッケー会場として建設され、以後、平成 11 年 1 月に現在の総合市民プールとして改修され、各種大会の開催や市民スポーツ活動・健康増進の場として利用されている。しかし、竣工から 25 年を経過しているものの大規模な改修を行っていないことから、老朽化に伴う長寿命化改修や各種設備の更新が喫緊の課題となっている。

こうした状況を踏まえ、長期にわたりアクアウイングを安全かつ機能的に活用して

いくため、平成 29 年 3 月に策定した「長野市公共施設等総合管理計画」に基づき、長寿命化改修及び利便性・機能性の向上の施設整備を新総合体育館の整備と一体的に行うものである。

本事業は、民間事業者の創意工夫や経験、ノウハウを活かした、適切な施設計画や事業計画によって、この施設（新総合体育館及びアクアウイングを含む計画地全体のことをいう。以下、「本施設」という。）に求められる役割・機能が最大限発揮され、工期の短縮が期待できる、設計施工一括発注方式により事業を推進する。

### **3 本事業の基本事項等**

---

#### **(1) 基本コンセプト及び整備方針**

##### **ア. 誰もが快適に利用でき、スポーツを楽しめる施設**

- ・誰もが日常的にスポーツを楽しめる場所であり、新たな楽しみ方に会おうきっかけとなる施設とする。
- ・各施設のポテンシャルを引き出し、多様なスポーツや多目的な利用に対応した機能を有する施設とする。
- ・屋外空間を有効活用した、いつでも気軽に利用できるスペースを創出する。
- ・ユニバーサルデザインを取り入れ、年齢、性別、障害の有無などに関わらず、誰もが利用しやすい施設とする。

##### **イ. 大規模大会・試合に対応した、地域・経済の活性化に資する施設**

- ・国民スポーツ大会、全国障害者スポーツ大会の競技施設基準を満たす施設とする（新総合体育館：バスケットボール会場、アクアウイング：水泳会場となる）。
- ・地域密着型スポーツチームの試合（具体的にはFリーグのホームゲームの開催）やスポーツイベントの開催に対応できる施設規模・機能を備えた施設とする。
- ・スポーツイベントを通じて、多くの市民が交流する場所であることに配慮した施設とする。

##### **ウ. 防災拠点としての機能を有する施設**

- ・新総合体育館は災害時における「指定避難所」として、災害時においても施設機能を維持し、施設利用者はもとより、市民の安全を確保するため、必要な防災拠点機能を併せ持つ施設とする。
- ・「指定避難所」として、長期にわたる避難生活で避難者が快適に過ごせる施設とする。

エ. 環境に優しく、維持管理がしやすい施設

- ・ ライフサイクルコストの削減を目指すとともに、地域特性を考慮し、再生可能エネルギーの活用や省エネルギー手法の導入を図り、ZEB化実現を目指す。
- ・ 新総合体育館とアクアウィングの機能の一部を一元化することにより、施設利用者の利便性向上と維持管理がしやすい施設とする。
- ・ アクアウィングの現設備システムを新総合体育館と共有化させ、更には再生可能エネルギーを共有化させる設備計画に配慮した施設とする。
- ・ 敷地内に広場や緑地帯等のオープンスペースを創出するなど地域環境の向上に努める。

(2) 地域の森林資源の活用

森林に囲まれた本市の特徴を踏まえ、地球温暖化の防止、循環型社会の形成等に向けて、地域の森林資源を積極的に活用した木造化・木質化を図るとともに、地域産木材の活用や魅力を体感できる施設とすることで、「長野らしい木づかい」を発信できる施設とすること。

(3) SDGs への対応

- ・ SDGs（持続可能な開発目標）の達成期限である2030年の長野市のあるべき姿（下記枠内）や、SDGsの達成に向けて、各項目に貢献できる施設とすること。

～環境共生都市「ながの」の実現～

自然の循環と経済の発展を両立させる、長野らしい、世界に誇る「産業」を、持続可能な形で、創造又は再構築する。

「長野市 SDGs 未来都市計画」より

(4) 性能規定について

ア. 設計及び建設

- ・ 要求水準は、原則として施設全体レベル及び機能空間レベルで市が要求する機能及び性能を規定するものであり、施設全体及び各機能空間の具体的仕様、並びにそれらを構成する個々の部位、部品、機器等の性能及び具体的仕様については、事業者がその要求水準を満たすような提案を行うこと。
- ・ 公共施設としての品質を確保するとともに、工事費、維持管理費の削減に努めること。



#### イ. 創意工夫の発揮

- ・事業者は、要求水準として具体的な仕様のある内容について、これを遵守して提案を行うものとし、要求水準に具体的な仕様が規定されていない内容については、積極的に創意工夫を凝らした提案を行うこと。
- ・本事業の目的と矛盾しない限りにおいて、本書に示されていない部分について、施設の利便性、快適性、安全性、効率性を向上させるような提案があれば、市はその具体性、コストの妥当性、公共的施設としての適性等に基づいてこれを適切に評価する。
- ・本書において、市が具体的仕様等を定めている部分についても、その仕様と同等あるいはそれ以上の性能を満たし、かつ本事業の目的と矛盾しないことを事業者が明確に示した場合に限り、市は代替的な仕様の提案も認めるものとする。

#### ウ. その他

- ・提案内容は、設計業務の過程において、市との協議により変更する可能性がある。

## **4 事業者の業務範囲**

---

事業者は、本事業に関して以下の業務を行うものとする。

### (1) 基本設計及び実施設計に関する業務

#### ア. 事前調査業務

※敷地測量及び地盤調査は市が別途実施中である。市は調査内容が整い次第、データを提供したが、市が提供したデータの他に必要があるものについては、事業者負担により調査業務を実施すること。

※アスベストスクリーニング調査、現総合体育館・アクアウィングの現地調査、埋設物調査、環境影響調査等、設計に必要な一切の調査は、全て事業者負担により調査業務を実施すること。なお、アスベスト含有分析調査について、主要建材は市で調査済みであるが、施設稼働中のため事前に調査できない部分や市が調査した建材の他にアスベスト含有が見込まれる場合は、設計又は工事段階で市側で別途アスベスト含有分析調査を行うか、市側でその費用を事業者負担することとする。また、調査の結果新たにアスベスト含有建材が発見され、撤去・処分が必要となった場合は、市側でその費用を事業者負担することとする。

- #### イ. 新総合体育館建設工事（屋外公衆トイレ建設含む）、アクアウィング長寿命化改修工事、現総合体育館解体工事（屋外公衆トイレ解体含む）、外構工事等（これらに係る電気設備工事、機械設備工事を含む。）の設計業務（平成31年国土交通省告示

第九十八号別添一に掲げる標準業務及び本事業に必要な積算業務)

※アクアウイング長寿命化改修工事は、本事業では1期工事分の基本・実施設計及び工事を行い、2期工事分については基本設計までとする。

- ウ. 各種法令・条例手続き申請に関する業務（構造計算適合判定申請手数料を含む全ての申請手数料等は事業者負担とする。ただし、開発許可申請、計画通知申請、建築許可申請、エネルギーの使用の合理化に関する法律適合判定手数料は減免とする。）
- エ. 事前説明会や周知等の地元対応に関する補助業務（基本設計段階での検討用イメージパース図及び実施設計完了後の完成イメージパース図等の資料作成含む。）
- オ. 定期的実施する発注者、施設関係者等との打合せ業務
- カ. エネルギーサービス事業（以下、「E S 事業」という。）導入検討に関する業務
  - ・市ではE S 事業の導入を検討している。E S 事業を導入した場合と全て市が整備した場合の比較検討を行ったうえで、E S 事業導入の可否について市が総合的に判断し、決定する。
  - ・市は別途プロポーザルでE S 事業を行う事業者（以下、「E S 事業者」という。）の選定を行うが、このプロポーザルに向けた資料作成の支援業務（E S 事業を導入した場合に限る）
  - ・E S 事業者との調整及び協力業務（E S 事業を導入した場合に限る）  
※事業者は設計段階において、E S 事業者が行うエネルギーサービス設備（以下、「E S 設備」という。）の設計と事業者が行う施設整備の設計との調整及び資料提供等の協力を行う。
- キ. 上記の業務を実施する上で必要な関連業務

## (2) 建設工事に関する業務

- ア. 工事に必要な事前・事後調査（工損調査、電波障害調査等）及び調査に基づく対策業務
- イ. 新総合体育館建設工事（屋外公衆トイレ建設含む）、アクアウイング長寿命化改修工事、現総合体育館解体工事（屋外公衆トイレ解体含む）、外構工事等（これらに係る電気設備工事、機械設備工事を含む。）

ウ. 各種法令・条例手続きに関する調整及び申請業務（申請手数料等は全て事業者負担とする。）

エ. 工事説明会や工事期間中の問い合わせ等の地元対応に関する補助業務

オ. 工事期間中の工事ヤード・工事車両搬出入路及び施設利用者の安全対策業務（工事期間中に開催される国民スポーツ大会のリハーサル大会や各種大会の安全対策を含む。）

カ. 定期的実施する発注者、施設関係者等との打合せ業務

キ. E S事業者との調整及び協力業務（E S事業を導入した場合に限る）

※事業者は施工段階において、E S事業者が行うE S設備の施工と事業者が行う施設整備の施工との調整及び資料提供等の協力を行う。

ク. 竣工後の取扱説明・引渡し業務、工事記録・竣工書類のとりまとめ業務

ケ. 上記の業務を実施する上で必要な関連業務

### **(3) 工事監理に関する業務**

ア. 新総合体育館建設工事（屋外公衆トイレ建設含む）、アクアウィング長寿命化改修工事、現総合体育館解体工事（屋外公衆トイレ解体含む）、外構工事等（これらに係る電気設備工事、機械設備工事を含む。）の工事監理業務（平成31年国土交通省告示第九十八号別添一に掲げる標準業務）

イ. 各種法令・条例手続きに関する調整及び申請業務（申請手数料等は全て事業者負担とする。）

ウ. 工事説明会や工事期間中の問い合わせ等の地元対応に関する補助業務

エ. 定期的実施する発注者、施設関係者との打合せ業務

オ. E S事業者との調整及び協力業務（E S事業を導入した場合に限る）

※事業者は工事監理において、E S事業者が行うE S設備の工事監理と事業者が行う施設整備の工事監理との調整及び資料提供等の協力を行う。

カ. 建築基準法、消防法その他各種検査の立ち合い業務

キ. 竣工後の取扱説明・引渡しの立ち合い業務、工事記録・竣工書類の確認業務

ク. 工事費払いの審査業務（中間払い、出来高払い、最終支払い）

ケ. 上記の業務を実施する上で必要な関連業務

#### (4) その他

ア. 市がE S事業を導入した場合、E S設備に関する実施設計・調達・施工・工事監理及びE S設備に関する全ての手続きについては、市が別途行うE S事業者選定プロポーザルで選定したE S事業者が行う業務とする。この場合、本プロポーザルで提示したE S設備に関する事業費（工事費、実施設計費、工事監理費）は本事業から切り離すこととする。

イ. 市がE S事業を導入しない場合、あるいはE S事業を導入した場合に市が別途行うE S事業者選定プロポーザルで、E S事業者の応募がなかった場合やE S事業者の選定に至らなかった場合、E S設備に関する実施設計・調達・施工・工事監理及びE S設備に関する全ての手続きについては、事業者が本プロポーザルで提示したE S設備の内容及びE S設備に関する事業費（工事費、実施設計費、工事監理費）で行うこととする。

## **5 工程計画**

---

本事業における事業期間は、令和5年10月から令和10年3月末までの4年6か月とし、令和10年4月に本施設の全体供用開始とする。ただし、工事の品質管理と安全管理を満たしたうえで、可能な限り事業期間を短縮すること。

また、事業者は設計期間、工事期間、開業準備期間等を含めた全体スケジュールを提案すること。

なお、各種工事及び業務委託それぞれの契約期間については、事業者の提案内容を受けて決定する。

ア. 基本協定の締結は令和5年8月予定

イ. 新総合体育館建設工事の設計期間及び工事期間

・令和5年10月から令和10年3月末までとする。このうち、設計期限は令和7

年3月末とする。

- ・新総合体育館の開業準備期間、現総合体育館解体期間、外構整備期間を含む。
- ・現屋外公衆トイレ解体期間、屋外公衆トイレ建設期間を含む。
- ・現総合体育館の解体及び外構整備は、新総合体育館の供用開始後に解体工事を開始し、その後外構を整備すること。

ウ. アクアウィング長寿命化改修工事の設計期間及び工事期間

- ・令和5年10月から令和10年3月末までとする。このうち、設計期限は令和7年3月末とする。
- ・開業準備期間を含む。
- ・改修期間中のアクアウィング休館期間を必要最小限で設定すること。
- ・新総合体育館と同時期または新総合体育館の完了以前に供用開始ができるようにすること。

エ. 工事期間中の大会予定

- ・国民スポーツ大会のリハーサル大会（令和9年10月）までに新総合体育館及びアクアウィングの開業準備期間を見込んだうえで、施設運営に支障がない利用可能な状況で建物の引渡しを行うこと。

オ. その他

- ・E S事業を導入した場合に事業者がE S事業者との各段階での調整を行うにあたり、市でのプロポーザルによるE S事業者選定期間やE S事業者の設計・施工期間を踏まえた工程計画とすること（本提案に反映させる必要はない）。  
※市が行うE S事業者選定期間（準備～公告～選定）は約5ヶ月を想定していることを踏まえ選定期間等の設定を行うこと。
- ・E S事業を導入した場合に本書Ⅱ-2-(4)「エネルギー設備の要求水準」に示されたE S設備のうち、停電対応型コージェネレーションシステム及び排熱投入型冷温水発生機については、補助事業を伴うことから、令和8年3月までにE S事業者が設備の部分引渡し（部分しゅん工）を行い、設備を稼働させること（アクアウィングの営業再開）を踏まえた工程計画とすること（災害時の強靱性向上に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金：経済産業省資源エネルギー庁）。その場合、現在稼働している常用発電機とは別の場所に更新を行い、アクアウィングの休館期間を短縮させること（本提案に反映させる必要はない）。
- ・アクアウィングの営業再開後は、アクアウィングの運営に支障のない内容の工事を設定すること。

- ・設計業務、工事監理業務、建設工事はそれぞれ契約を行うが、建設工事契約については仮契約から議会承認を経て本契約になることを配慮した工程計画とすること（議会は6月、9月、12月、3月に開会。仮契約から本契約まで約3ヶ月を要する）。
- ・工事を各施設単位に分割して契約することも可能とする（例：新総合体育館建設工事とアクアウィング長寿命化改修工事等）。
- ・市では、国民スポーツ大会のリハーサル大会（令和9年10月）までに外構工事の完了または一部完了や工事期間中のアクアウィングの休館期間の短縮等、工程計画上の配慮に期待している。
- ・建設工事での週休二日制の導入を踏まえた工程計画とすること。
- ・事業者は事業期間内に全ての検査に合格した上で、供用開始が可能であることを確認し、市に目的物を引き渡さなければならない。
- ・計画地は埋蔵文化財包蔵地に指定されており、工事中に埋蔵文化財の包蔵が確認された場合は、市が埋蔵文化財調査を実施する。なお、埋蔵文化財調査期間の延長に伴い、提案した工程での完成ができない場合は、市と協議を行うこと。

## **6 リスク分担について**

---

本事業のリスク分担は以下のとおりとし、ここに記載のないものについては、必要に応じて市と協議して負担割合を決定する。

### **(1) 事業者の負担**

#### **ア. 技術特性**

- ・技術提案を履行する上で生じる施工方法や工事項目、調査項目、設計・工事監理項目等の増加

#### **イ. 自然特性**

- ・周辺地盤調査結果及び本事業の計画地で行う地盤調査結果から判断できる地下水や支持地盤の位置

#### **ウ. 社会条件**

- ・工事にあたって、計画していた仮囲い、誘導員や資材置き場など仮設計画の変更
- ・近接の建築物及び構造物への工事による損害及び復旧
- ・周辺住民に対する騒音・振動・粉塵の配慮、周辺水域環境に対する水質汚濁への配慮

- ・一般道路を利用しての資機材等の搬入・搬出の制約

エ. マネジメント特性

- ・各種許認可や計画通知取得等の遅れに関する工事費の増加
- ・設計から施工完了までの全体工程管理
- ・イベント開催に伴う施設管理者及び関係機関との協議による工程の調整

オ. その他

- ・応募費用に関するもの
- ・設計、積算の間違いによる設計・工事内容の変更
- ・調査不足による設計・工事内容の変更
- ・各種許認可や計画通知取得等による設計・工事内容の変更
- ・その他契約不履行に関するもの

## (2) 市の負担

ア. 敷地特性

- ・想定不可能な地下埋設物が発見された場合の撤去・処分費用

イ. 条件変更

- ・市側から条件を変更した場合の増額費用

ウ. その他

- ・事業者側で追加のアスベスト含有分析調査を行った場合の分析調査費用
- ・上記により、新たにアスベスト含有建材の撤去・処分が必要となった場合の費用
- ・近隣に電波障害が発生した場合の対応工事費用

## 7 情報の取り扱い

---

### (1) 個人情報の保護及び情報公開

事業者は、業務を実施するにあたって知り得た市民等の個人情報を取り扱う場合については、漏洩、滅失、又は毀損の防止等、個人情報の適切な管理のために必要な措置を、関連法令に遵守して講じること。また、業務に従事する者又は業務に従事していた者は、個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

なお、事業者が保有する情報の公開については、関係法令等の規定に則し、必要な措置を講じること。

## (2) 秘密の保持

事業者は、業務の実施において知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

## 8 要求水準の変更等

---

### (1) 要求水準の変更事由

市は、下記の事由により、事業期間中に要求水準を変更する場合がある。

- ア. 法令等の変更により業務内容が著しく変更される時
- イ. 競技団体等のルール・基準の改正に伴い変更が必要になったとき
- ウ. 災害・事故等により、特別な業務内容が常時必要なとき、又は業務内容が著しく変更される時
- エ. 市の事由により業務内容の変更が必要なとき
- オ. その他業務内容の変更が特に必要と認められるとき

### (2) 要求水準の変更手続き

市は、要求水準を変更する場合、事前に事業者へ通知する。要求水準の変更に伴い、事業契約書に基づく事業者へ支払う対価を含め事業契約書の変更が必要となる場合、必要な契約変更を行うものとする。

### (3) 要求水準に記載のない事項及び協議

要求水準に記載のない事項及び疑義は、関係法令等を遵守した上で、市と事業者で協議して判断を行う。

## 9 著作権・特許権等の使用

---

### (1) 著作権

市が示した書類の著作権は市に帰属し、事業者提案書等の著作権は事業者へ帰属する。ただし、市が必要と認めるときは、市は事業者の提出書類の全部又は一部を無償で使用できるものとする。なお、完成図書は市が無償利用する権利及び権限を有し、かかる利用の権利及び権限は事業契約終了後も存続する。

### (2) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、運営方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、全て事業者が負うものとする。



## Ⅱ 施設整備に関する事項

### 1 施設概要

#### (1) 敷地の現状

長野運動公園は、直線距離で JR 長野駅から北東へ約 4.3km、しなの鉄道北長野駅から南東へ約 1.0km、長野電鉄朝陽駅から北西へ約 1.0km の位置にある都市公園で、周囲は閑静な住宅街となっている。公園敷地面積は約 22.2ha であり、公園を南北に分断する形で市道運動公園通り線が東西に横断している。公園内には総合体育館、アクアウイング、弓道場、陸上競技場、テニスコート、長野県営野球場、運動広場等のスポーツ施設、その他公園施設が設置されている。

なお、本事業の計画地は、市道運動公園通り線の北側敷地約 52,500 m<sup>2</sup>とする。計画地は、前面道路との高低差は少ないが、敷地内では最大約 2.5m 程度の高低差があることから、この高低差を可能な限り活かした配置計画に留意すること。また、敷地内には現施設の埋設配管が残存していることから、必要に応じた撤去及び切り回しに留意すること。さらに、アクアウイングから市道運動公園通り線を横断して計画地南側の陸上競技場にも受電していることに留意すること。

(【資料 1 敷地位置図】、【資料 2 現況配置図】、【資料 3 航空写真】、【資料 4 写真台帳】、【資料 5 上水道本管敷設図】、【資料 6 下水道本管敷設図】、【資料 7 都市ガス本管敷設図】を参照)



## (2) 敷地概要

- 【所在地】長野市吉田五丁目1番19号
- 【敷地面積】公園敷地面積 約22.2ha (内本事業の計画敷地面積 約52,500㎡)
- 【用途地域】第一種中高層住居専用地域  
第二種住居地域(市道運動公園通り線及び市道運動公園西通り線沿い)
- 【建ぺい率】60%
- 【容積率】200%
- 【防火地域】なし(建築基準法第22条区域)
- 【日影規制】第一種中高層住居専用地域:測定面4m 規制時間3時間/2時間  
第二種住居地域:測定面4m 規制時間4時間/2.5時間
- 【前面道路】南側:市道運動公園通り線(幅員概ね20m)  
西側:市道運動公園西通り線(幅員概ね20m)  
北側:市道長野東51号線(幅員概ね4m未満、別途事業で4m以上に整備予定)
- 【所有】市有地
- 【その他】・埋蔵文化財包蔵地に指定(工事中に埋蔵文化財の包蔵が確認された場合は、市が埋蔵文化財調査を実施する)  
・長野市緑を豊かにする条例:敷地の緑化率20%以上  
・長野市都市公園条例による制限:建ぺい率20%(都市公園法で定める公園敷地面積は約22.2ha)

◎公園敷地内の現況建築面積(現況公園施設建ぺい率は約9.7%)

施設名	現況建築面積	施設名	現況建築面積
総合体育館	5,037.6㎡	県営野球場	2,022.6㎡
アクアウイング	10,200.9㎡	テニスコート	管理棟 173.8㎡
陸上競技場	3,113.0㎡	弓道場	1,006.4㎡
補助競技場	—	付属施設	122.6㎡
運動広場	—	計	21,676.9㎡

※ 計画地は、用途地域が第一種中高層住居専用地域及び第二種住居地域であることから、市では計画地に新総合体育館を建築するにあたって、建築基準法第48条第各項目ただし書きにより、建築審査会の同意を得て特定行政庁の許可を受けることを予定している。なお、建築基準法第48条第各項目ただし書きによる許可申請に関する業務、環境影響調査(現況の平常時や大会時の騒音・交通量等)は事業者が行うこと。この場合、許可申請にあたり市は事業者と協力する。

事業者は、許可を受けるにあたり、騒音・振動(建物内部からの騒音振動対策、各設備機器の騒音振

動対策等)、交通混雑(道路から駐車場へのアプローチ距離の確保、出入口の位置や数の限定、適切な駐車台数の確保等)、粉塵(散水施設の設置、敷地内舗装等)、夜間照明(夜間照明の向き等の配慮、遮光効果のある植栽の設置等)、採光・通風(敷地境界周辺の空地確保や低層建物とする等)、景観(建築物のスケール感・屋根形状・外部仕上材・色彩への配慮、緑化対策等)他、許可基準を満たす提案を行うこと。

### (3) インフラ等整備状況

上水道、下水道、都市ガス、電気、通信等については、本施設の維持管理費が最適になるよう検討すること。

事業者は、インフラ接続位置及び費用負担等について各インフラ管理者への確認、調整を行い、本事業で接続等工事を行うこと。

ア. 上水道：長野市上下水道局

本管 150 A / 既設引込 100 A、75 A、75 A (3本あり)  
敷地南側市道運動公園通り線より取出し。

イ. 下水道：長野市上下水道局

本管 250 A / 既設引込 250 A  
敷地南側市道運動公園通り線より取出し。

ウ. 都市ガス：長野都市ガス株式会社

本管 150 A / 既設引込 75 A (低圧)  
敷地西側市道運動公園西通り線より取出し。  
本管 200 A / 既設引込 100 A (中圧)  
敷地南側市道運動公園通り線より取出し。

エ. 電気：中部電力株式会社

敷地南側市道運動公園通り線より既設引込第一柱あり。  
不要な電柱の撤去や付け替えが必要な場合は管理者と協議を行うこと。

オ. 通信：NTT、INC、光ケーブル等

敷地南側市道運動公園通り線より既設引込第一柱あり。  
不要な電柱の撤去や付け替えが必要な場合は管理者と協議を行うこと。

カ. 消火栓：長野市消防局

敷地南側市道運動公園通り線沿いに既存消火栓あり。  
消火栓の撤去や付け替えが必要な場合は管理者と協議を行うこと。

キ. 雨水調整池（広域用）：長野市河川課

アクアウィング東側運動広場の地下に 22,000 m<sup>3</sup>及び 6,000 m<sup>3</sup>の雨水調整池あり。

また、敷地南側駐車場の地下に東西方向に雨水幹線（ボックスカルバート、W=3.9m、H=2.6m、土被り 2.0m 程度）あり。

これら工作物の撤去や付け替えは行わないことから、配置計画や造成計画及び工事期間中や工事竣工後においては使用に支障が生じないように配慮すること。

ク. 市道：長野市監理課、道路課

歩道の切り下げ位置の変更等、市道内の工事が必要な場合は、管理者と協議を行うこと。

ケ. その他：常用発電機（アクアウィング）

常用発電機：145kw×2基（屋内機械室設置）290kw 1999年使用開始  
350kw×1基（ESCO事業で屋外に設置）2007年3月使用開始  
計3基640kw（現在稼働は350kwの1基のみ）

#### （4）敷地形状及び地盤の状況

敷地形状について、市では、計画地の敷地測量を現在行っている。敷地測量図の資料提供は、資料が整い次第、随時行うこととする（測量業務完了期日はR5年2月末）。

地盤の状況について、市では、計画地の中央広場付近で現在地盤調査を行っている。最終報告はR5年1月末であることから、【資料8地盤調査速報データ】、【資料9周辺施設ボーリング柱状図】を参照すること。地盤調査報告書の資料提供は後日行うこととする。

地盤調査報告書については、事業者の責任において解釈し、利用すること。なお、業務の実施にあたり、不足となるものについては、事業者の負担にて調査を行うこと。

#### （5）解体建物等概要

本事業の計画地内の解体建物等概要は以下のとおりである。

ア. 現総合体育館

【延床面積】主体育館：6,526.81m<sup>2</sup> 補助体育館：2,135.66m<sup>2</sup> 合計：8,662.47m<sup>2</sup>

【建築面積】主体育館：3,998.27m<sup>2</sup> 補助体育館：1,039.34m<sup>2</sup> 合計：5,037.61m<sup>2</sup>

- 【構造】主体育館：RC造一部SRC造（小屋組S造）3階建て  
補助体育館：SRC造（小屋組S造）2階建て
- 【基礎】主体育館：PCパイル杭、杭径400φ、杭長30m、杭総本数372本、一部地下ピットあり  
補助体育館：PCパイル杭、杭径400φ、杭長30m、杭総本数90本
- 【建築年】昭和53年8月
- 【主要施設】主体育館：  
①メインアリーナ 床面積：1,925㎡  
・観客席：1,200席（固定イス）500人程度（立ち見）  
・バスケットボール2面/バレーボール4面/バトミントン12面/卓球24面/庭球2面  
②多目的室 床面積：446㎡（卓球場として利用）  
③会議室 床面積：312㎡（3室合計面積）  
補助体育館：  
①サブアリーナ 床面積：887㎡  
・バスケットボール1面/バレーボール2面/バトミントン6面/卓球10面/フットサル1面  
②剣道場 床面積：423㎡  
③柔道場 床面積：469㎡（208畳）
- 【その他】・主要建材についてはアスベスト調査実施済み  
・【資料10既存総合体育館図面】及び【資料18既存総合体育館建設時図面】を参照すること

#### イ. 現屋外公衆トイレ

- 【延床面積】44.37㎡  
【建築面積】50.73㎡  
【構造】壁式RC造 平屋建て  
【基礎】べた基礎、全面地下ピットあり  
【建築年】平成15年  
【主要施設】男子トイレ、女子トイレ、多目的トイレ  
【その他】・主要建材についてはアスベスト調査実施済み  
・【資料11既存屋外公衆トイレ図面】を参照すること

#### ウ. 駐輪場

- 【延床面積】2.5m×10m 25㎡程度  
【建築面積】2.5m×10m 25㎡程度

- 【構造】 S造 平屋建て
- 【基礎】 独立基礎
- 【建築年】 不明
- 【その他】 アスベスト調査は未実施

エ. 防災倉庫 (× 2 棟)

- 【延床面積】 5.7m×2.5m 14㎡程度
- 【建築面積】 5.7m×2.5m 14㎡程度
- 【構造】 LS造 平屋建て
- 【基礎】 べた基礎
- 【建築年】 不明
- 【その他】 ・アスベスト調査は未実施  
・本事業により必要に応じて計画地内に移設工事を行うこと

オ. 倉庫 (× 2 棟)

- 【延床面積】 3.6m×2.7m 10㎡程度
- 【建築面積】 3.6m×2.7m 10㎡程度
- 【構造】 LS造 平屋建て
- 【基礎】 独立基礎
- 【建築年】 不明
- 【その他】 ・アスベスト調査は未実施  
・本事業により計画地内に移設工事を行うこと

カ. パーゴラ

- 【築造面積】 110㎡程度
- 【構造】 S造
- 【基礎】 不明
- 【建築年】 不明
- 【その他】 アスベスト調査は未実施

キ. シェルター

- 【築造面積】 17m×4m 70㎡程度
- 【構造】 S造
- 【基礎】 不明
- 【建築年】 不明
- 【その他】 アスベスト調査は未実施

ク. 徒渉池

【築造面積】 36m×36m 1,300m<sup>2</sup>程度

【構 造】 RC造

【建 築 年】 不明

【そ の 他】 主要建材についてはアスベスト調査実施済み

ケ. その他

樹木の伐採伐根、擁壁の撤去、アスファルト舗装・コンクリート平板舗装等の撤去、埋設配管の撤去・切り回し、その他工作物（外灯、ベンチ等）の撤去は、必要に応じて行うこと。また、屋外彫刻については、計画地内に移設すること（移設先は別途協議とする）。

## (6) 計画建物等概要

本事業で市が想定している計画建物等の概要は以下のとおりである。

### ア. 新総合体育館

【延床面積】 11,400㎡程度（ただし、12,000㎡を上限とする）

【構造】 事業者の提案による

【階数】 2階建てを想定しているが事業者の提案による

【施設構成】 主要な施設の概要は以下のとおりとする

施設		概要
スポーツエリア	メインアリーナ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 競技フロア面積は2,200㎡程度</li> <li>・ 観客席は2,000席以上（可動+固定）、内固定は1,200席以上</li> <li>・ Fリーグの開催、各種大会（高体連及び中体連主催の全国大会、北信越大会、県大会、北信大会）の開催を想定</li> <li>・ 各種競技（バスケットボール、バレーボール、バドミントン、卓球、ソフトテニス、フットサル、体操、新体操、柔道、剣道）の公式競技会場</li> <li>・ 放送室（規模は適宜）</li> </ul>
	サブアリーナ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 競技フロア面積は900㎡程度</li> <li>・ 観客席は100席以上の固定席</li> <li>・ メインアリーナでの大会開催利用時の試合会場及びアップ会場としての利用を想定</li> <li>・ 各種競技（バスケットボール、バレーボール、バドミントン）の公式競技会場</li> </ul>
	体操練習場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 練習場面積は950㎡程度</li> <li>・ 器械体操用練習場として常設利用</li> </ul>
	多目的室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 多目的室面積は450㎡程度</li> <li>・ 卓球練習場の他、ダンス、ヨガ、軽運動等多様なスポーツニーズに対応を想定</li> </ul>
	柔道場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 競技フロア面積は450㎡程度</li> <li>・ 柔道場として常設利用</li> </ul>
	剣道場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 競技フロア面積は300㎡程度</li> <li>・ 剣道場として常設利用</li> </ul>
	その他諸室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上記各施設の器具庫、</li> <li>・ 共用エリア（更衣室、トイレ、エントランスホール、キッズコーナー、EV等）、事務・大会運営エリア（総合案内所、会議室、審判控室、ドーピング検査室、機械室・電気室等）など</li> </ul>



#### イ. 屋外公衆トイレ

【延床面積】 現屋外公衆トイレ（約44㎡）と同等規模程度

【構造】 事業者の提案による

【階数】 平屋建て

【施設構成】 男子トイレ、女子トイレ、多目的トイレ

※新総合体育館と屋外公衆トイレは両施設の機能上、防犯上を配慮されたものに限り、同一棟とする提案も可能とする。

#### ウ. その他屋外施設

施設	概要
広場・緑地	・オープンスペースとして、多様な利用ができる噴水広場を想定
駐車場、駐輪場	・アクアウィング北側、南側既存駐車場を除いて、一般用駐車場250台以上、バス等の大型用3台以上、大会関係者用適宜 ・駐輪場70台以上
防災倉庫	・既存建物を必要に応じて移設
雨水流出抑制施設	・長野市開発行為指導要綱、開発許可審査基準等により設置
耐震性貯水槽	・北側周辺地区の災害時の防火水槽、60㎡の設置
消防用水施設	・消防法に基づく水量、個所数、位置に設置

#### (7) 長寿命化改修建物概要

本事業で長寿命化改修工事を行うアクアウィングの概要は以下のとおりである。

【延床面積】 13,544.86㎡

【建築面積】 10,200.87㎡

【構造】 RC造一部SRC造、S造 地上3階建て 地下1階建て

【建築年】 平成9年9月（オリンピックのアイスホッケー会場として竣工）  
平成11年1月（総合市民プールに改修）

【主要施設】 ①飛込みプール（飛込み台/飛び台） ※日本水泳連盟公認

②50mプール（長水路8コース/短水路16コース） ※日本水泳連盟公認

③25mプール（6コース）

④観客席（約2,000人収容）

※日本水泳連盟公認プールについて

飛込み（国際）：有効期限2024年3月31日

長水路8コース（国際）：有効期限2024年3月31日

短水路16コース2面（B級）：有効期限2024年3月31日

【特徴等】・都市ガスを燃料とするコージェネレーションシステムを採用

- ・プール可動床設備を採用
- ・開閉屋根駆動装置を採用

- 【その他】・建築基準法第38条（旧法38条）の認定部分は以下のとおり
- 鉄骨造開閉式屋根の構造評定
  - 防災性能に関する評定
  - ・主要建材についてはアスベスト調査実施済み

【工事内容】市が想定している工事内容は以下のとおりとする

(工事内容表)

※_____下線部は1期工事で改修予定を示し、本事業で現地調査後、基本設計・実施設計及び改修工事を行う。下線部が無い工事内容は2期工事で改修予定を示し、本事業で現地調査、基本設計まで行う。	
建築関係	
部 位	改修工事内容
屋根	葺き屋根：塗装又は全面葺き替え若しくは超速硬化ウレタン複合防水 ステンレス防水屋根及び樋：全面葺き替え又は超速硬化ウレタン複合防水 雪止めアングル：撤去・新設又は塗装 幕板：塗装 屋根廻り、笠木廻り：シーリング打替え
歩廊デッキ 階段 スロープ	<u>スロープ床：ウレタン防水（下部融雪あり）</u> <u>歩廊デッキ床：浸透性改質材塗布＋タイル張替え</u> <u>階段床：浸透性改質材塗布＋タイル張替え</u> 歩廊デッキ・階段・スロープ床：伸縮目地シーリング打替え
屋外デッキ (階段共)	<u>床：ウレタン防水（既存：アスファルト防水の上に保護コン）</u> <u>床：伸縮目地シーリング打替え</u>
外壁 (軒天・柱型共)	コンクリート中性化対策（ひび割れ処理 他） シーリング打替え・表面保護剤改修（塗仕上げ改修）
外部建具	ガラス廻りシーリング打替え
内部床・壁・天井	床：シート類張替え、防塵塗装改修等（改修範囲は劣化状況により選定） 壁：シーリング打替え・塗装改修等（改修範囲は劣化状況により選定） 天井：仕上張替え、塗装改修等（改修範囲は劣化状況により選定） <u>25mプール天井：仕上張替え</u> <u>25mプール倉庫天井・壁：結露防止対策（断熱吹付）</u> <u>プール室床：伸縮目地シーリング打替え</u> <u>プール室排水溝：ウレタン防水</u>
内部建具	自動扉・シャッター・防煙垂れ壁：更新

	プール室内：SD塗装
内部その他	ロールスクリーン：交換（北面）
電気設備関係	
部 位	改修工事内容
受変電	キュービクル：更新 盤類：更新
発電機・蓄電池	非常用ガスタービン発電機：部品交換含むオーバーホール 蓄電池設備：更新
幹線・動力	盤類：更新 高圧幹線：更新
電灯・コンセント	盤類：更新 照明器具：更新 誘導灯：更新 非常用照明：更新 コンセント：更新
通信	電話設備：更新 放送設備：更新 監視カメラ：更新
防災	自動火災報知設備：更新
避雷	避雷設備：更新（※ 屋根工事で更新が必要な場合）
自動制御機器	中央監視盤：更新
機械設備関係	
部 位	改修工事内容
空気調和設備	冷温水発生機：更新（R2年度No2更新済：資料12-3参照） 真空無圧ボイラー：更新 冷却塔：更新（R2年度No2更新済：資料12-3参照） ポンプ類：更新 空気調和機：更新 水熱源パッケージエアコン：更新 ファンコイルユニット：更新 ファンコンベクター：更新 冷却水・冷温水配管：機械室内更新（機器更新支障範囲） 空調ダクト：機械室内更新（機器更新支障範囲） 空調ダクト類：プール内更新（防食対策）
換気設備	全熱交換器：更新

	換気ダクト：機械室内更新（機器更新支障範囲） 換気ダクト類：プール内更新（防食対策）
自動制御設備	自動制御盤：更新 自動制御機器：更新 計装類：更新（R1年度中央監視装置システム更新済：資料12-3参照）
給水設備	受水槽：修繕部品交換 ポンプユニット：更新
給湯設備	給湯循環ポンプ：更新 電気温水器：更新
排水設備	排水ポンプ：更新
衛生器具設備	衛生器具類：更新
消火設備	屋内、屋外消火栓設備：更新 スプリンクラー設備：更新 ガス消火設備：更新
昇降機設備	エレベーター：更新
常用発電設備	コージェネレーションシステム：更新
特殊設備	
部 位	改修工事内容
大型映像装置	更新済み
音響設備	更新済み
競技用時計表示設備	更新
濾過設備	
部 位	改修工事内容
ろ過装置類	更新
水質監視装置類	更新
ポンプ類	更新
制御盤	更新
可動床設備	
部 位	改修工事内容
制御盤	部品交換
シリンダ、ポンプユニット	部品交換含むオーバーホール
位置検出器	部品交換含むオーバーホール

（【資料12アクアウィング長寿命化改修図面】及び【資料19アクアウィング建設時及び改修時図面】を参照）

## 2 施設整備に関する要求水準

---

### (1) 建築計画の要求水準

#### ア. 配置計画

- ・本施設は、施設建物・駐車場・広場等で構成することとする。なお、施設配置は、施設利用者の利便性を考慮した上で、アクアウィングと新総合体育館の機能の一元化・施設の一体化、設備の共有化を行うことを前提に、相互連携がしやすい配置計画とすること。

※市では、新総合体育館をアクアウィングに増築する提案を求めるものとする。アクアウィングは、建築基準法第38条（旧法38条）により、構造評定・防災性能に関する評定を取得していることから、現在は既存不適格建築物である。アクアウィングへの増築は、例としてアクアウィングへの法的な遡及が及ばない方法（構造：EXP.J 防災：国交告示第695号）での屋内廊下接続が考えられる。市では、このほかの方法で、法的な遡及が必要な場合でも現行法に適合できる対応策を確認したうえでの増築計画の提案を期待する。なお、増築に伴いアクアウィングとの接続部分の既存諸室の間取り変更等は本事業で行うこととし、消滅した諸室の機能は新総合体育館側で補うものとする。

（【資料13アクアウィング評定関係】を参照すること）

- ・敷地周辺への圧迫感を軽減するため、計画地北側の緑地帯（現屋外公衆トイレ北側）は可能な限り現在の状況を確保すること。
- ・現総合体育館の解体後の敷地形状（高低差）は、可能な限り活かした配置計画・造成計画とすること。
- ・新総合体育館建設中、アクアウィング長寿命化改修工事中、現総合体育館解体工事中、外構工事中等、各工事期間中の施設利用者の動線確保を配慮した配置計画・仮設計画とすること。
- ・駐車場の主要な出入口は、計画地南側市道に設置することとし、運動公園交差点から距離を取ること。また、スムーズな車両の出入りに配慮すること（大会利用時等における周辺道路の渋滞対策について十分配慮すること）。
- ・駐車場の出入口等の設置においては、交通の安全について配慮した計画とし、詳細は関係官庁と協議すること。
- ・施設利用者が安全に建物への出入りが可能となる様、特に歩行者動線に配慮すること。
- ・駐車場を分散配置する場合は、相互の駐車場を行き来できる車路を設置するなど、駐車場の効率的な利用ができるようにすること。
- ・駐車場は近隣への車のライトや騒音・排ガス等に配慮した位置に設置すること。
- ・市民の憩い・やすらぎの場、大会利用時のウォーミングアップの場となる広場を配置すること。

- ・広場はイベント時には、新総合体育館やアクアウィングと一体的に活用ができる賑わいの場となるスペースを確保すること。
- ・耐震性貯水槽は、計画地北側住宅地の災害時の防火水槽であることから、計画地北側の緑地帯付近に設置すること。

## イ. 平面・動線計画

### 【全体】

- ・施設利用者の利便性を考慮し、駐車場、駐輪場から新総合体育館のエントランス及びアクアウィングのエントランスまで、更には建物内での新総合体育館及びアクアウィングの行き来がスムーズな動線計画とすること（一方の施設が大会利用時で、他方の施設が一般利用時、閉鎖時等が想定されることから、利用状況に配慮した動線を確保すること）。
- ・公共交通機関や自家用車等、想定される交通の利便性に配慮すること。特に大会利用時等に利用される大型バス等のアクセスにも配慮し、施設利用者の安全確保に配慮すること。
- ・屋内外ともに災害時の避難動線を確保し、施設利用者の安全を守るとともに、緊急車両の動線や寄付きにも配慮すること。
- ・選手・大会関係者、観客、施設の一般利用者、施設管理者等の動線の分離に配慮すること。なお、アクアウィングは、大会利用時は1階を選手・大会関係者、2階を観客出入口。一般利用時は1階を施設の一般利用者出入口の動線となっている。
- ・わかりやすい諸室配置とし、視認性に優れたサインを適切に配置するなど利用しやすい施設とすること。
- ・車いす利用者等の利用を踏まえ、適切な位置にエレベーター、スロープ等を配置すること。
- ・新総合体育館の1階床レベルはアクアウィングの1階床レベルと同じ高さに設定するなど、相互アクセスに配慮すること。

### 【メインアリーナ、サブアリーナ等スポーツエリア】

- ・一般的な利用における利用者動線として、エントランスホールから下足を履き替え更衣室に入り、スポーツウエア等に着替えた後、各諸室でスポーツを行うことを想定し、入退館管理のしやすい計画とすること。なお、アクアウィングはエントランスホールで下足を履き替えている。
- ・体操練習場、多目的室、柔道場、剣道場、アクアウィングは、メインアリーナ及びサブアリーナが大会等で使用されている際にも、一般利用が円滑に行えるように動線を配慮すること。また、アクアウィングが大会等で使用されている際に

も、新総合体育館の各施設は、一般利用が円滑に行えるように動線を配慮すること。

- ・メインアリーナには、フロア全体を見渡せる観客席を整備すること。また、車いす利用者等の観客スペースを設け、観客席数に応じた避難経路を確保すること。
- ・放送室等の諸室配置については、大会利用時を考慮した機能性の高い配置及び構成とし、一般利用時の利便性にも考慮すること。
- ・各種大会時に必要な機材等の搬出入口・搬入経路を確保すること。

#### 【共用エリア】

- ・エントランスホールは、施設利用者が共有できる開放感のある空間とし、人溜まりスペースを確保すること。
- ・エントランスホールより、各諸室への円滑な動線を確保すること。
- ・メインアリーナ等が大会時に使用されている際にも、共用エリアの一般利用が円滑に行えるようにすること。
- ・キッズコーナー及び授乳室は、施設管理者が常駐する場所から見やすい位置に設けることを基本として計画すること。
- ・更衣室は適宜配置し、その内一つは大会時における選手の利便性に配慮しつつ、選手と観客の動線が分離可能な配置とすること。
- ・施設利用者が滞在する各階に男女トイレ、多目的トイレを設置し、利便性を配慮し円滑な動線を確保すること。

#### 【事務・大会運営エリア】

- ・本施設全体の維持管理及び運営の中核を、アクアウィングの各諸室とする場合は、新総合体育館内には、維持管理及び運営面での補助的な諸室やメインアリーナとアクアウィングで同時大会開催の場合等を想定した必要な諸室を配置するものとし、相互連携がしやすい動線計画とすること。または、新総合体育館内に維持管理及び運営の中核を新たに設置した場合は、アクアウィングの各諸室の後利用について合わせて提案を行うこと。
- ・会議室は、各種大会時には、大会運営本部室や役員・選手の控室、休養室、イベント時には控室など様々な用途で利用できる室とすること。
- ・事務室及び医務室は、アクアウィングの事務室及び医務室を併用するか、新たに設置した場合は後利用について提案すること。
- ・中央監視室は、アクアウィングの中央監視室において、新総合体育館の監視システムを含めて構築することを前提とする。
- ・電気室・機械室は、アクアウィングの電気室・機械室を主とするが、必要に応じて適正規模を配置すること。

#### ウ. 景観

- ・地域の人々に親しまれ、誇れる施設となるよう意匠に配慮すること。
- ・周辺景観と調和するよう、外観・色彩に配慮し、建築計画・外構計画・緑化計画を含めて、計画地にふさわしい景観とすること。

#### エ. 環境

- ・第六次長野市役所温暖化防止実行計画（令和4年4月策定）の重点取組事項として、新規施設のZEB化を検討することとしていることから、新総合体育館のZEB化の実現を目指している。
- ・環境負荷の少ない施設とするため、太陽光発電や太陽熱、地中熱など再生可能エネルギー等の利用、未評価技術の導入により省エネルギー及び省資源の実現を図り、環境負荷、ライフサイクルコスト等の低減に寄与すること。また、新総合体育館の省エネルギー性能指標であるZEBカテゴリーの目標設定を行い、新総合体育館のBEI値を提案すること（令和2年11月2日：国住建環第23号参照）
- ・省エネルギーの観点から、高効率な設備機器及び器具の採用や断熱性能を有する外皮を採用すること。
- ・再生資源を活用した建材や再生利用・再使用可能な建材の採用、解体が容易な材料の採用等、資源循環の促進を図り、廃棄物の減量に寄与すること。
- ・周辺住民の生活環境に十分配慮を行い、プライバシー保護や騒音対策に配慮すること。
- ・施設からの日光の反射による周辺環境への影響に配慮すること。

#### オ. 地域の森林資源の活用

- ・地域の森林資源の現状や課題を踏まえ、活用はもとより課題解決に貢献できる施設整備を行うこと。
- ・地域産木材の構造材としての活用、内外装材等への活用に積極的に取り組む施設とすること。
- ・木材を魅せる意匠・構造デザインとし、地域産木材を活用した先導的な建築物とすること。

#### カ. ユニバーサルデザイン

- ・ユニバーサルデザインの理念に基づき、子どもから高齢者、障がいの有無等にかかわらず、全ての利用者が快適・安全に利用できる十分な性能を確保すること。計画に当たっては「建築物移動等円滑化誘導基準（国土交通省）」、「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（国土交通省）」に基づくこと。



- ・本施設のサイン、言語は、ユニバーサルデザインの概念に沿った、誰もが一見して理解でき、高齢者、障がい者、外国人等にも情報の共有化が図られ、わかりやすい明瞭なものを適切な場所に設置すること。
- ・各種設備器具・手摺等は、高齢者、障がい者に十分配慮した使いやすい計画とすること。
- ・車いす利用者等の観客席は見やすく、利用しやすい位置に配置し、介助者の観客席も考慮すること。
- ・車いす利用者同士がすれ違いできるような幅員等を確保すること。また、多数の車いす選手の移動円滑化などにも十分に配慮すること。
- ・視覚障がい者、色覚障がい者、聴覚障がい者等に配慮した誘導表示や点字案内、非常警報装置等を適切に計画すること。
- ・災害時には、全ての利用者が安全かつ迅速に避難できる避難経路を確保すること。

#### キ. 仕上げ

- ・各種大会で観客がスムーズに移動できるよう、観客の動線部分は原則土足利用可能な仕上げとすること。また、土足エリアと土足禁止エリアを適切に区分し、これに応じた仕上材料の選定をすること。
- ・メインアリーナ、サブアリーナ、多目的室は、ボールの視認性に配慮するなど快適に競技ができる色彩とすること。
- ・各種競技によるボールの衝撃や人の衝突等に対する強度を確保した仕上材料を選定すること。
- ・スポーツ器具・机・台車・車いす等の移動による破損や汚れが生じない仕上材料を選定すること。
- ・仕上材料の選定に当たっては、地域の気候その他の立地条件及び想定される通常の使用条件において耐久性が確保されたものとする。
- ・内装材については、地域産木材の使用を積極的に行い、木質化を図り、木のぬくもりと親しみある空間づくりに努めること。
- ・内外装仕上げ、細部は、供用開始後の維持管理コストの低減に十分配慮すること。
- ・各諸室の床・壁・天井は、適切な機能性（耐久性、耐衝撃性、吸音性能、抗菌性等）を有し、かつ経済性、メンテナンス性に配慮したものとする。
- ・断熱性能を有する壁、屋根構造等を考慮し、室内の結露防止、防カビ対策を行うこと。
- ・屋根材を除く、外部の鉄部は亜鉛メッキ仕上げを原則とすること。
- ・建築基準法の法定点検において、点検が不要な外壁仕上材料を選定すること。

- ・人体への安全性、快適性が損なわれない建築材料を使用すること。

#### ク. 安全・防災・防犯

- ・計画地を含む長野運動公園は、長野市地域防災計画における指定避難場所であり、現総合体育館は指定避難所である。新総合体育館は指定避難所を継続することを踏まえ、長野市地域防災計画の内容を十分に理解した上で、設計を行うこと。【<https://www.city.nagano.nagano.jp/site/sougoukeikaku/127363.html>】
- ・大規模災害時には、市の指定避難所（収容人数：約1,500人）として使用することに配慮した諸室計画・設備計画とすること。また、支援物資の集積場所やボランティアの活動拠点などの防災拠点機能を併せ持つ施設として使用することも配慮すること。なお、必要備品・資機材の保管スペースである防災倉庫は、既存にあるものを必要に応じて計画地内で移設すること。
- ・計画地は、長野市洪水ハザードマップで概ね0.5m未満の浸水レベルであることを踏まえ、浸水・冠水対策について十分に配慮すること。  
【<https://www.city.nagano.nagano.jp/soshiki/kikibousai/2570.html>】
- ・大規模災害時のライフライン（水・電力・ガス等）の確保に配慮した設備計画とすること。
- ・屋外においては、かまどベンチ、太陽光ライト（外灯）、水道栓等を適宜設置し、災害時に対応可能なものにする。
- ・地震時の落下物、ガラスの飛散等に対して、合わせガラスの採用等十分な対策を講じること。
- ・メインアリーナ、サブアリーナ等の大空間に吊り天井を設ける場合には、特に十分な耐震対策を講じること。
- ・観客席は、転倒・転落事故防止等の安全性の確保に努めること。手摺等は、安全性と視認性を両立したものとする。
- ・屋根、庇等は、雪が堆積しにくい形状か、雪が堆積しても自然落下しにくい形状又は融雪設備を設置するなど、落雪や雪庇の危険の防止を考慮したものとし、風による吹き溜まり等長野市の降雪、積雪状況に順応するよう考慮すること。
- ・強風、浸水、台風等による施設への影響を考慮すること。
- ・設備機器類は、落雷、結露や凍結、積雪や落雪等による被害が出ないよう適切な対策を講じること。
- ・各施設用途や利用形態を考慮した防犯・セキュリティ計画を行うこと。
- ・ロッカー等、施設利用者の貴重品・所持品保管場所の盗難防止対策を十分行うこと。
- ・防犯・安全管理上を考慮し、エントランス、メインアリーナ、サブアリーナ等に適宜監視カメラを設置すること。

- ・全ての利用者が安全に施設利用できるように、転倒及び落下防止、衝突防止、足がかり及び指詰防止、面取り等に配慮し、十分な安全性能が確保されていること。
- ・建物内は全面禁煙とする。

#### ケ. ライフサイクルコスト等

- ・市の公共施設として使用期間を 80 年以上と想定していることに考慮して施設整備を行うこと。
- ・内外装や高所部、設備機器の清掃、点検・保守、更新等が容易かつ効率的に行える作業スペース、搬出入ルート等を確保すること。
- ・躯体、仕上げ部材、設備機器等は、各々の更新時期を考慮の上、更新作業が効率的に行えるよう適切に分離すること。
- ・長寿命かつ信頼性の高い設備や機材の使用に努めるほか、汎用性も考慮すること。
- ・スポーツ器具の更新が容易に出来る搬出入ルートを確保すること。

## (2) 新総合体育館必要諸室の要求水準

### ア. 基本的事項

#### 【音環境】

- ・遮音や吸音に配慮するとともに、建物周囲に与える騒音の抑制に努めること。
- ・周囲からの発生音がメインアリーナ、サブアリーナでの各種競技に与える影響に配慮すること。
- ・アナウンスが聞き取りやすい明瞭度の高い音響環境とするとともに、臨場感にも配慮すること。

#### 【光環境】

- ・日射等による競技及び観覧への支障が生じないようにすること。
- ・直射光や反射等を含めて、競技・観覧に支障の無い採光・照明とすること。
- ・上記を考慮した上で、積極的に自然光を利用し、省エネルギーと開放感の両立を図ること。
- ・メインアリーナ、サブアリーナとも各種公式競技に準拠した照明基準・規格（JIS 照度基準）で計画すること。
- ・様々な競技レベルに応じて、フロアの照度を調整できる計画とすること。

#### 【熱環境】

- ・気温・気候等の屋外条件の変化や人数・使用時間・作業内容等の使用形態の変化

等に対応できる空調システムとすること。

- ・メインアリーナ、サブアリーナ、卓球練習場として利用する多目的室の空調システムは、バドミントン、卓球等、風の影響を受けやすい競技に配慮し、競技への影響が最小となるように努めること。
- ・照明等の設備機器は、発生熱が少ないものを採用すること。

#### 【空気環境】

- ・快適な室内環境確保やシックハウス対策のために必要な換気量を確保するとともに、空気洗浄度を満たす換気システムとすること。
- ・風による耳鳴りを防止し、室内での競技等に影響を与えないこと。

#### 【衛生環境】

- ・給水・給湯設備、排水設備、空調設備、衛生器具設備等については、諸室に必要な環境に対応できる適切な計画とすること。

#### 【騒音・振動】

- ・衝撃振動、床衝撃音等について、対策を講じること。

#### 【情報化】

- ・将来のシステム更新、変更等に柔軟に対応可能な配管・配線スペース等を適切に確保すること。
- ・電源設備は、通信・情報システムに影響を及ぼすことなく、確実に機能するために、保守性及び安全性が確保されたものとすること。

### イ. 必要諸室の要求水準

新総合体育館の基本的な諸室の要求水準を以下に示す。事業者は、本事業の目的を効果的かつ効率的に達成するため、要求水準を満たす範囲内で、施設に求められる多様な機能をバランスよく配置した計画を提案すること。

新総合体育館は、令和10年に開催予定の国民スポーツ大会、全国障害者スポーツ大会の競技施設基準を満たすとともに、Fリーグの施設要件を満たした施設とすること。また、事業者は施設の機能及び性能を満たすために必要なスポーツ器具を提案し設置すること。

（【資料14新総合体育館スポーツ器具リスト】を参照）

- a. メインアリーナ（競技フロア）・・・スポーツエリア
  - ・競技フロア面積は2,200 m<sup>2</sup>程度を確保すること。

- ・バスケットボールコート公式2面、6人制バレーボールコート公式4面、バドミントンコート公式12面、卓球公式21面、ソフトテニスコート公式2面、フットサルコート公式2面を確保すること。
- ・体操、新体操、柔道、剣道等の大会にも利用することに配慮すること。
- ・天井高は、競技フロアの全ての位置で12.5m以上確保すること。
- ・Fリーグの開催、各種競技の全国大会など各種大会の開催を想定している。また、通常時はスポーツ活動や練習会などで利用する。
- ・多くの市民が利用できるように、競技フロアを分割して利用が可能な対策を講じること。
- ・床は体育館専用木製フローリング材を原則とし、各種競技に支障がない色調、耐久性、メンテナンス性に優れた床材とすること。
- ・各種競技用ネット支柱等が容易に設置でき、支柱の穴は各競技に支障が無いようにすること。
- ・コートラインについては多様な競技に対応するため、視認性の確保などを考慮した表示を検討し設置すること（コーナーポイントのみの競技、あるいは常設のコートライン等、検討し提案すること）。また、競技によってはセンターコートを設置するものや大会運営によりコート数及び配置を変えるものもあることに留意すること（例：バレーボールコート2面×2列＝4面⇒3面×1列＝3面）。
- ・競技に支障のない照明設備、空調設備、壁配色及び床配色とすること。
- ・フットサル等におけるボールの衝撃に耐えうる壁の強度とすること。
- ・式典等の対応として移動式の簡易ステージ（幅7m程度×奥行き5m程度）や吊りバトン等を設置すること。
- ・持ち込みによる移動型の競技表示盤に対応できる電源、配管を見込むこと。
- ・外部から直接資材等を搬入できる出入口を設置すること。
- ・臭気等がこもらないように、通風、換気には特に配慮すること。
- ・災害時には避難所として利用しやすい構造とし、居住性も考慮すること。

#### b. メインアリーナ（観客席）・・・スポーツエリア

- ・観客席は2,000席以上（1階：可動式、2階固定式1,200席以上）確保すること。また、可動式観客席は壁面収納式とすること。
- ・可動式及び固定式観客席は、背もたれ付きの個別椅子とすること。
- ・観客席は、試合等の観覧・応援、選手の休憩・待機場所として利用することを想定している。
- ・メインアリーナのフロア全体が見渡せる位置に配置すること。
- ・車いす利用者及び介助者用の観客席（スペース）を利用しやすい位置に観客席2,000席以上とは別に10席以上設置すること。

- ・観客席内は柵・手摺等を設置し、転落防止に十分配慮すること。
- ・2階観客席は競技フロアから直接アクセスできるなど、階段の配置や形状に配慮し、また、1階の可動式観客席と2階の固定式観客席がアクセスできるなど、競技フロアと観客席の行き来に配慮した計画とすること。

#### c. メインアリーナ（放送室）・・・スポーツエリア

- ・メインアリーナでの大会開催時の放送に配慮し、メインアリーナ全体が見渡せる位置に配置すること。
- ・メインアリーナで大会開催利用時に放送室から大会関係諸室（サブアリーナ、会議室等）に切替によりアナウンスできるようにすること。
- ・規模は適宜とする。
- ・防音仕様とすること。

#### d. サブアリーナ（競技フロア）・・・スポーツエリア

- ・競技フロア面積は900㎡程度を確保すること。
- ・バスケットボールコート公式1面、6人制バレーボールコート公式2面、バドミントンコート公式6面を確保すること。
- ・天井高は、競技フロアの全ての位置で12.5m以上確保すること。
- ・メインアリーナでの大会開催利用時の試合会場及びアップ会場としての利用を想定している。また、通常時はスポーツ活動や練習会などで利用する。
- ・多くの市民が利用できるように、競技フロアを分割して利用が可能な対策を講じること。
- ・床は屋内スポーツ用長尺弾性塩ビシートを原則とし、各種競技に支障がない色調、耐久性、メンテナンス性に優れた床材とすること。
- ・各種競技用ネット支柱等が容易に設置でき、支柱の穴は各競技に支障が無いようにすること。
- ・コートラインについては多様な競技に対応するため、視認性の確保などを考慮した表示を検討し設置すること（コーナーポイントのみの競技、あるいは常設のコートライン等、検討し提案すること）。
- ・競技に支障のない照明設備、空調設備、壁配色及び床配色とすること。
- ・フットサル等におけるボールの衝撃に耐えうる壁の強度とすること。
- ・持ち込みによる移動型の競技表示盤に対応できる電源、配管を見込むこと。
- ・臭気等がこもらないように、通風、換気には特に配慮すること。
- ・災害時には避難所として利用しやすい構造とし、居住性も考慮すること。

e. サブアリーナ（観客席）・・・スポーツエリア

- ・観客席は100席以上の固定席を確保すること。
- ・観客席は、背もたれ付きの個別椅子とすること。
- ・観客席は、試合等の観覧・応援、選手の休憩・待機場所として利用することを想定している。
- ・サブアリーナのフロア全体が見渡せる位置に配置すること。
- ・車いす利用者及び介助者用の観客席（スペース）を利用しやすい位置に観客席100席以上とは別に2席以上設置すること。
- ・観客席内は柵・手摺等を設置し、転落防止に十分配慮すること。
- ・観客席は競技フロアから直接アクセスできるなど、階段の配置や形状に配慮すること。

f. 体操練習場・・・スポーツエリア

- ・体操練習場面積は950㎡程度を確保すること。
  - ・器械体操（ゆか、あん馬、つり輪、跳馬、平行棒、鉄棒、段違い平行棒、平均台）の練習場として常設利用を想定している。
  - ・県大会・北信大会は体操練習場で開催し、これ以上の大きな大会はメインアリーナで開催を想定している。
  - ・体操練習場に設置されている器具を、大会時にメインアリーナへ容易に運搬できるように配慮すること。特に階数が違う場合は、スロープやホイスト等により上下移動ができるように配慮すること。
  - ・天井高は、練習場の全ての位置で7m以上確保すること。ただし、支障のない範囲で天井高さを低くすることも可とする。
  - ・床は、備品対応も含め各種目の練習に支障がない素材・構造とし、衝撃性、耐久性、メンテナンス性に優れた提案をすること。
  - ・練習場内の各種目のエリア設定の提案を行うこと。また、すべての種目の備品常設が不可能な場合は、その対応方法に配慮すること。
  - ・必要な支柱等が容易に設置でき、支柱の穴は各種目に支障が無いようにすること。
  - ・練習に支障のない照明設備、空調設備、壁配色及び床配色とすること。
  - ・臭気等がこもらないように、通風、換気には特に配慮すること。
  - ・練習や大会が観覧できる観覧席をベンチシート等で適宜確保すること（観覧スペースを明確にするための工夫に配慮すること）。
- （既存の体操練習場の器具設定については【資料14新総合体育館スポーツ器具リスト】内の参考1を参照）

#### g. 多目的室・・・スポーツエリア

- ・多目的室面積は450㎡程度を確保すること。
- ・卓球練習場の他、ダンス、ヨガ、軽運動等多様なスポーツニーズに対応を想定している。また、スポーツ指導者などの研修会や講習会など広範囲に利用を想定している。
- ・天井高さは、多目的室の全ての位置で卓球の練習を想定し、3.5m以上確保すること。
- ・床材は、適切な強度を確保するとともに、利用目的に応じた床材とすること。
- ・練習に支障のない照明設備、空調設備、壁配色及び床配色とすること。
- ・臭気等がこもらないように、通風、換気には特に配慮すること。
- ・多目的な利用を可能とするため、可動壁等の設置により、室数、面積等のレイアウトを変更できる構造とすること（分割数は2又は3とし、事業者が提案すること）。
- ・間仕切り後の各部屋の利用者が相互に快適に利用できるよう、可動壁を含め遮音及び吸音に配慮するとともに、他室の利用者に与える騒音や振動の抑制に努めること。なお、間仕切り後のスポーツ利用はダンス・ヨガなどの軽運動のみを想定している。
- ・多目的な利用を想定し、音響設備、鏡、バレエ用レッスンバー等を設置すること。なお、具体的な設置数は事業者が提案すること。
- ・災害時は、高齢者や乳幼児を持つ世帯など災害時要支援者用のスペースとすること。

#### h. 柔道場・・・スポーツエリア

- ・競技フロア面積は450㎡程度を確保すること。
- ・柔道公式2面分を確保すること。
- ・天井高さは、競技フロアの全ての位置で4.5m以上確保すること。
- ・柔道の練習場として常設利用を想定している（大会開催は柔道場で行うことが主であるが、大規模大会はメインアリーナを想定しており、この場合柔道場はアップ会場として利用）。
- ・床材は、固定畳（柔道公式試合対応）とし、耐久性、メンテナンス性に優れた床材とすること。
- ・人の衝突等に対する強度を確保した仕上材料を選定すること。
- ・練習に支障のない照明設備、空調設備、壁配色及び床配色とすること。
- ・臭気等がこもらないように、通風、換気には特に配慮すること。
- ・練習や大会が観覧できる観覧席をベンチシート等で確保すること（観覧スペースを明確にするための工夫に配慮すること）。



- ・災害時は、高齢者や乳幼児を持つ世帯など災害時要支援者用のスペースとすること。

#### i. 剣道場・・・スポーツエリア

- ・競技フロア面積は300㎡程度を確保すること。
- ・剣道公式1面分を確保すること。
- ・天井高さは、競技フロアの全ての位置で4.5m以上確保すること。
- ・剣道の練習場として常設利用を想定している（大会開催はメインアリーナを想定しており、この場合剣道場はアップ会場として利用）。
- ・床材は、剣道場専用木製フローリング材を原則とし、耐久性、メンテナンス性に優れた床材とすること。
- ・人の衝突等に対する強度を確保した仕上材料を選定すること。
- ・練習に支障のない照明設備、空調設備、壁配色及び床配色とすること。
- ・臭気等がこもらないように、通風、換気には特に配慮すること。
- ・練習風景が観覧できる観覧席をベンチシート等で確保すること（観覧スペースを明確にするための工夫に配慮すること）。
- ・災害時は、高齢者や乳幼児を持つ世帯など災害時要支援者用のスペースとすること。

#### j. 器具庫・・・スポーツエリア

- ・メインアリーナ、サブアリーナ、体操練習場、多目的室、柔道場、剣道場それぞれに隣接して一括集中又は分散で適切な規模を設置すること。各諸室の器具庫を併用することも可とする。特にメインアリーナ及びサブアリーナは、様々な競技用備品が収納可能な面積を確保するとともに、将来的な収納量の増大にも対応できる面積を確保すること。
- ・床は重量物に対する耐久性を考慮したものとする。
- ・必要に応じて外部からの搬入出入口を設置すること。

#### k. 更衣室・・・共用エリア

- ・メインアリーナ、サブアリーナ、多目的室、体操練習場、柔道場、剣道場の利用のための一般用更衣室を男女別に設けること。なお、一括集中又は各階別・各諸室別の分散、規模については、事業者の提案によることとする（ロッカー数は男女各合計100人分程度を想定）。また、一般用更衣室とは別に大会選手用の更衣室兼控室2室をメインアリーナ付近に設置すること（ロッカー数は各20人分程度を想定）。さらに、障害・性別・介助の有無に関わらず、誰でも利用できる多目的更衣室を必要数設置すること（ロッカー数は適宜）。

- ・通常の大会時は、更衣室では更衣のみを行う場所とし、大会時の選手控室は会議室等の利用を想定している。
- ・各更衣室は障がい者等にも配慮したスペースを確保すること。
- ・床の仕上げはすべりにくく、衛生面及び快適性に配慮すること。
- ・開放できる窓又は換気設備等を有すること。
- ・洗面設備を設けること。
- ・各更衣室にはシャワールームを併設し、シャワーは各々独立したシャワーブースとすること。
- ・シャワーの数、洗面台の数は事業者の提案により設置すること。

#### 1. トイレ・・・共用エリア

- ・トイレ及び洗面設備は、施設の利用者数を事業者にて想定し、必要数を設置すること。
- ・各階に障害・性別・介助の有無に関わらず、誰でも利用できる多目的トイレ（一部はオストメイト対応）を必要数設置すること。
- ・男女ともに子供の使用に対応した便器やベビーチェア、おむつ交換台を設置すること。
- ・女性用にはパウダーコーナーを設けること。
- ・仕上材料は、清掃の容易性や抗菌性に配慮したものを選定すること。
- ・大会時においても観客がスムーズに利用できるよう動線を考慮したレイアウトとすること。

#### m. エントランスホール・・・共用エリア

- ・新総合体育館とアクアウィングの新たな顔として、開放的でゆとりがあり、メインエントランスとしてふさわしい空間とすること。特に大会運営時等、多くの人々が一度に施設を使用する際に支障がない計画とすること。なお、アクアウィングの既存のエントランスは、維持管理及び運営面での補助的な出入口を想定している。
- ・施設利用者の主たる出入口には風除室を設け、余裕のある間口を確保すること。
- ・施設利用者数に応じた下足コーナー（下足箱）を設置すること。
- ・エントランスの見やすい場所に総合案内所（受付カウンター）やスポーツに関する資料展示など情報発信機能を有するスペースを設置すること。
- ・施設全体の案内板を、シンプルかつ大きな文字のデザインで、見やすい場所に設置すること。
- ・ベンチ等を適宜設置し、休憩・談話スペースとしての機能を確保すること。
- ・AEDを設置すること。また、自動販売機・公衆電話が設置できるように配慮する

こと。

- ・災害時には、情報コーナーとして機能できるスペースとすること。

n. キッズコーナー・・・共用エリア

- ・乳幼児を安全に遊ばすことができるスペースとすること。なお、規模については20㎡程度を想定しているが事業者の提案による。
- ・施設管理者が常駐する場所から見やすい位置に設けることを基本とし、廊下に面する壁面にガラスを用いる等、外から中の様子が確認できる室とすること。
- ・床はクッション性、抗菌性のある素材とすること。
- ・突起物、角のない仕上げ、納まりとすること。
- ・災害時には、幼児を持つ避難者の一時的な託児スペースとすること。

o. 授乳室（調乳室）・・・共用エリア

- ・規模については、適宜とする。
- ・キッズコーナーの近くに設置すること。
- ・プライバシー及び防犯面に配慮した構造・設備とすること。
- ・調乳スペースは男女兼用とし、調乳スペースの奥に女性専用の授乳スペース（個室）を設置すること。
- ・流し台や調乳用温水器、ベンチやおむつ交換台などを適宜設置すること。

p. 階段、廊下、エレベーター等・・・共用エリア

- ・施設利用者が通行する廊下・階段は、十分にゆとりのある計画とし、各諸室を合理的かつ機能的に結合する計画とすること。
- ・歩行や動作を円滑にするための手すりを、目的別に設置すること。
- ・廊下は突起物の無く、見通しの良い計画とすること。
- ・階段はわかりやすい位置に設置し、安全に避難できるものとする。
- ・2階建て以上とする場合は、エレベーターを1基以上整備すること。なお、ユニバーサルデザインの観点から、競技用車椅子でも利用しやすいよう工夫を行うこと。また、緊急用の救護にも対応できるよう担架等を十分運べる仕様とすること。

q. 総合案内所・・・事務・大会エリア

- ・施設運営全体の事務業務を行う執務スペースを、アクアウィング内の事務室で引き続き行う場合は、新総合体育館内に総合案内所を配置し、新総合体育館エントランスから入退場する施設利用者の案内・受付等の業務を想定している。規模については、二人程度が案内等を行うものとし、20㎡程度を想定している。また

は、新総合体育館内に新たに事務室を配置する場合は、既存同等規模（100 m<sup>2</sup>程度）とし、施設利用者の案内・受付等の業務を行うこととする。この場合、アクアウイングの既存事務室の後利用についても合わせて提案すること。

- ・ エントランスホールに面した位置とし、受付カウンターなど施設利用者から見えやすいように配置すること。
- ・ 施設利用券売機が置けるように配慮すること。
- ・ 総合案内所及びアクアウイング内の既存事務室（または新総合体育館内の新たな事務室）から館内放送ができる設備を設置すること。
- ・ 施設の集中管理が行えるよう、必要な設備、機能を有していること。

#### r. 会議室・・・事務・大会エリア

- ・ 会議室は、各種大会時には、大会運営本部室や役員・選手の控室、休養室、イベント時には控室など様々な用途で利用できる室を想定している。
- ・ 独立した室又は可動壁等の設置により、分割後は80 m<sup>2</sup>程度×3室、40 m<sup>2</sup>程度×2室を想定しているが、全体面積320 m<sup>2</sup>程度は確保した上で必要な室数や各々の会議室面積等の設定は事業者の提案による。また、多目的室と一体として機能することも提案できるものとする。
- ・ 各種大会時の大会運営が円滑にできるよう動線計画に配慮すること。会議室の一部についてはメインアリーナに面して設置し、大会状況が確認できるように配慮すること。
- ・ 間仕切り後の各部屋の利用者が相互に快適に利用できるよう、可動壁を含め遮音及び吸音に配慮するとともに、他室の利用者に与える騒音や振動の抑制に努めること。
- ・ 机、椅子等の収納スペースを適宜確保すること。
- ・ 分割後の各室の出入口には、紙挟み型サインボードを設置すること。
- ・ 災害時には、運営本部として機能できるようにすること。

#### s. 審判控室・ドーピング検査室等・・・事務・大会エリア

- ・ 審判控室及びドーピング検査室は、独立した室とし、メインアリーナ付近に配置すること。規模については、各々30 m<sup>2</sup>程度を想定しているが事業者の提案による。

#### t. 機械室・電気室等・・・事務・大会エリア

- ・ 機械室・電気室は、アクアウイングの機械室・電気室を主とするが、必要に応じて適正規模を配置すること。
- ・ 吸気・排気対策、防音・防振対策に十分配慮すること。

### (3) 構造計画の要求水準

新総合体育館の構造計画は、次の適用基準に基づいて計画し、建築基準法によるほか、日本建築学会諸基準及び「建築構造設計基準及び同基準の資料（国土交通省大臣官房 官庁営繕部整備課監修）」、「建築物の構造関係技術基準解説書（国土交通省住宅局建築指導課他編集）」、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）」等に準拠すること。なお、これらの基準等の見直しが行われた場合には、変更後の最新版の基準に準拠すること。

#### ア. 建築構造体の耐震安全性の分類

構造体の耐震性能の分類は、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」の『Ⅱ類』とする。なお、屋外公衆トイレ棟については『Ⅲ類』とする。

#### イ. 建築非構造部材の耐震安全性の分類

非構造部材の耐震安全性の分類は、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」の『A類』とする。なお、屋外公衆トイレ棟については『B類』とする。

#### ウ. 建築設備の耐震安全性の分類

設備の耐震対策については、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」の『乙類』とする。

#### エ. 重要度係数を $I = 1.25$ 以上とすること。なお、屋外公衆トイレ棟については $I = 1.00$ 以上とすること。

#### オ. 構造方式は、耐震構造とし、混構造を含め構造種別については、事業者の提案とする。

##### ※木造化の推奨

内装材のみならず、構造材として目に見える形で木材の採用を検討すること。なお、木造とする部材や範囲などは事業者の提案によるものとし、意匠性や構造の合理性を勘案した効果的でバランスの良い計画を期待する。

#### カ. 土木構造物については、耐震検討（レベル1）を行うこと。

#### キ. 基礎構造

- ・地盤調査報告書に基づき、コスト比較をした上で決定すること。
- ・建物や土木構造物が不同沈下等を起こさない基礎構造及び工法を採用すること。
- また、上部構造の機能に有害な影響を与えないものとする。

- ・液状化等の発生の可能性を予測し、適切な措置を講ずること。

#### ク. その他

- ・メインアリーナ等の大空間において、立体トラス等の特殊構造を採用する場合には、その構造に適した構造解析及び計算手法により、安全性が確認でき、滞りなく確認申請及び構造適合性判定の手続きは可能なものとする。
- ・大規模空間の天井の崩落対策については、天井崩落に係る一連の技術基準告示（国土交通省平成 25 年告示第 771 号他）に基づき適切な対応を行うこと。また、大規模空間の照明器具等高所に設置されるものについても落下防止策を講ずること。

### （４） エネルギー設備計画の要求水準

市では、新総合体育館の建設及びアクアウィングの長寿命化改修工事に伴い、省エネルギー・省コストの実現や災害時等のエネルギーの供給の安定性の向上、さらには、各年度支出の平準化を図ることを目的に、本事業とは別に E S 事業の整備手法による電力、冷水、温水、給湯、蒸気を製造するための E S 設備の採用を検討している。また、P P A モデルによる太陽光発電システムの導入も検討している。

このことから、新総合体育館及びアクアウィングの設備共有化を行うにあたり、常用発電設備（停電対応型コージェネレーションシステム）、空気調和設備（排熱投入型冷温水発生機、ボイラー）及び再生可能エネルギー設備等のベストミックスのエネルギー設備を想定しているが、新総合体育館とアクアウィングの負荷に対する最適なエネルギー設備の計画は事業者の提案による。E S 事業を導入した場合は、提案計画を基にエネルギーサービス（E S）範囲を決定することとする。

【資料 15 エネルギー使用量】を参照すること。

#### ア. エネルギーサービス（E S）の想定範囲

##### 【エネルギー設備】

- ・常用発電設備：停電対応型コージェネレーションシステム
- ・空気調和設備：排熱投入型冷温水発生機、ボイラー
- ・再生可能エネルギー設備：P P A モデルによる太陽光発電システム
- ・その他、新総合体育館及びアクアウィングの熱源等のベストミックスの提案内容  
※上記のエネルギー設備を想定しているが、新総合体育館の想定負荷とアクアウィングのエネルギー使用量を基に、最適なエネルギー設備の計画を提案すること。

#### イ. その他

- ・太陽熱、地中熱等の再生可能エネルギーの利用については、施設に期待できる効

果や事業費等を全体的に配慮した上で、事業者の提案によることとする。

- ・災害時（施設としては商用電力の供給が停止の場合）において、新総合体育館は避難所になることを考慮し、1階に配置される避難時居住スペース、運営本部、共用部分（トイレ、エントランス）については、給電可能とし、換気・空調・給排水ポンプ・照明及び通信情報機器等を使用できるようにすること。なお、照明については必要最低限の照度が確保されること（通常時の半分点灯等）。

## （５）電気設備計画の要求水準

### ア．基本的事項

- ・アクアウィングの長寿命化改修工事で行う電気設備機器の更新を踏まえ、施設全体で計画すること。なお、「電気設備計画の要求水準」は、主に新総合体育館について記載するが、アクアウィングの長寿命化改修においても参考とし、施設全体でのシステム等の更新対応が望ましいものは提案を行うこと。
- ・更新性、メンテナンス性に配慮し、容易に保守点検、改修工事が行えるよう計画すること。
- ・将来の電気機器及び電気容量の増加に備え、受変電設備、配電盤内に電灯、動力ともに予備回路を計画すること（増設用として、回路数の25%程度、又は、容量の25%程度に見合う回路数を計画すること）。
- ・負荷のグループ分けは、重要度、用途、配置及び将来の負荷変更を十分計画して決定すること。
- ・環境、省エネルギーに配慮し、エコマテリアル電線、省エネ型器具等の採用を積極的に行うこと。
- ・直射光や反射等による競技・観覧に支障が生じないよう、可能な限り自然採光を積極的に取り入れる等、照明負荷の低減について十分配慮した計画とすること。
- ・施設利用者及び管理者に使いやすく、平常時及び災害時においても信頼性・安全性が高い設備を確保すること。特に感電防止、災害時の落下防止等に配慮すること。
- ・障がい者、高齢者の利用に配慮した設備を設置すること。
- ・過電流及び地絡保護装置を設け、保護協調を図ること。
- ・周辺の景観及び騒音に配慮した屋外設備の配置及び対策を行うこと。

### イ．電灯・コンセント設備

- ・照明器具、コンセント等の配管配線工事及び幹線工事を行うこと。
- ・照明器具は高効率な器具とし、各諸室の用途と適性を考慮して、それぞれ適切な機器選定を行うこと。各諸室の照度は、JIS照度基準を原則とし、用途と適性を考慮して設定すること。特にメインアリーナ等スポーツエリアの照明の配置や選

定は、競技者に配慮して拡散パネルを設置する等のグレア規制や、競技エリア内が均一な明るさになるよう設置すること。

- ・ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、高齢者や視覚障がい者に対して配慮した照明計画とすること。
- ・照明器具は、省エネルギー・高効率タイプを利用するとともに、メンテナンスの容易なものとする。また、器具・ランプの種類を最小限とすることにより、維持管理を容易なものとする。
- ・高所に設置する照明器具については、点検用歩廊等により保守・交換等が行いやすい計画とすること。
- ・照明設置には、落下やランプ等の破損による破片の飛散を防止する保護対策が設けられていること。
- ・人感センサー、照度センサー等を有効に利用することにより消費電力の低減に努めること。
- ・照明器具は、湿気が発生する場所では、安全で耐久性のあるものとする。
- ・各諸室の照明は、総合案内所・事務室・中央監視室においても管理できるようにすること。
- ・コンセントは用途に適した形式・容量を確保し、競技用備品の配置を踏まえ、適切な位置に配置すること。
- ・重要負荷の電源回路には避雷対策を講ずること。
- ・非常用発電設備等の回路のコンセント設備を事務室、総合案内所、会議室等（災害時に運営本部になる室）に配置し、明確に表示すること。
- ・水を扱う諸室に設置するコンセント設備は、漏電対策に十分留意すること。
- ・本施設の防犯、安全等を考慮した屋外照明設備を設置すること。屋外照明設備は自動点滅及び時間点滅が可能な方式とすること。また、イベントや災害時利用等を想定し、外部コンセントを確保すること。

#### ウ. 受変電・発電設備

- ・受変電・発電設備を設置する室内の室温・温度の管理を適正に行い、機器の安全性を保つとともに、機器の長寿命化を図ること。
- ・中央監視設備において、使用電力量を記録、確認でき、統計的分析に使用できるデータ採取が可能なメーター等の設置を行うこと。
- ・変圧器の容量変更（スペースの確保）、設備更新時の搬入口、搬入経路の確保等に配慮し、将来の更新や変更等を考慮し計画すること。
- ・高周波等による映像・音響、情報通信機器等への電源ノイズ障害を考慮すること。
- ・非常用発電設備等は関係法令により設置し、主に防災用負荷として電力供給が行



えるものとする。

#### エ. 中央監視設備

- ・中央監視室に中央監視装置を設置し、本施設内の各設備運転情報、エネルギー管理ができるシステムを構築すること。
- ・熱源、ポンプ、照明等の計量区分ごとにエネルギーの計量・計測を行い、データを収集・分析・評価できるエネルギー管理システムを整備すること（BEMS装置等の導入）。
- ・火災報知設備、拡声設備等の防災設備と連携したシステムとすること。
- ・各監視・操作盤等は運用効率の高い機器レイアウトとすること。

#### オ. 幹線動力設備

- ・各施設、管理諸室、機械室等の系統別に幹線系統を明確化し、維持管理を容易に行えるようにすること。
- ・支持金物、ケーブルラック、配管仕様は、施工場所ごとに要求される耐久性、防錆性等の性能を考慮して選定し敷設すること。
- ・動力制御盤は原則として機械室内に設置すること。

#### カ. 情報通信設備

- ・本施設全体の運営・運用システムに必要な機能を有する情報システム及び情報通信環境を計画すること。
- ・イベント情報、施設利用情報を提供する案内情報設備をエントランスホール等に設置すること。また、災害時には災害情報を掲示できるようにすること。
- ・アクアウィング事務室には電話回線が引き込まれており、外部との通信が可能であることから、事務室と施設内各諸室との連絡を可能にすること。または、新総合体育館内に新たに事務室を設置する場合は、外部通信及び施設内各諸室との連絡について配慮すること。
- ・各種大会開催時には大会主催者が臨時に使用できる電話回線を確保し、会議室には端子盤及び受け口を設置すること。
- ・LAN用に、幹線及び敷設用ケーブルラックを設置するとともに、各諸室（メインアリーナ、サブアリーナ、体操練習場、多目的室、柔道場、剣道場、会議室、事務室、エントランスホール等）で利用できるようにすること。なお、一般用と管理用は、セキュリティ上分けること。また、無停電電源装置等により、災害時に利用できること。
- ・施設の利用者数や利用状況を勘案し、施設利用者が無料で使用可能な情報通信（Wi-Fi等）の設備を新総合体育館及びアクアウィングに整えること。

キ. 拡声設備

- ・施設館内放送として、非常放送と一般放送が可能な設備とし、事務室及び総合案内所で一括管理できること。
- ・専用のAV設備を設置する諸室には非常放送時にAV設備等を遮断するカットリレーを設置すること。
- ・緊急地震速報が瞬時に施設利用者に放送が可能な設備とすること。
- ・スピーカーは、各諸室内で音量調整ができるようにすること。

ク. 時計設備

- ・電気時計を設置すること。親時計（時刻自動修正機能付）を中央監視室に設置し、施設内要所に子時計を設置すること。なお、電気時計設備は、親時計・子時計に替えて、電波時計とすることも可能とする。

ケ. テレビ共同受信設備

- ・地上デジタル放送及びBS、CS放送を対象とする。
- ・各諸室に必要な応じてテレビ端子を設け、テレビの視聴を可能にすること。

コ. メインアリーナ音響設備

- ・明瞭度に優れた音響機器一式を設置すること
- ・音響設備は、放送室において操作できるようにすること。
- ・放送室にメインアリーナで使用するマイク・スピーカー等の機器接続盤を設置すること。
- ・観客、競技者への実況放送、演出用音楽放送を行うことができる設備を設けること。
- ・高天井部に設置する設備は、常時の保守点検が容易に行えらるとともに、交換がしやすいように配慮すること。
- ・アリーナ場内に設置の設備は、球技の飛球による損壊を防ぐための十分な対策を講じること。

サ. 防犯管理設備

- ・監視カメラ、警報呼出表示、連絡用インターホン等の装置を設置し、本施設内のセキュリティ情報を統括するシステムを構築すること。
- ・施設全体の状況を中央監視室等でモニターできる設備を設置すること。
- ・監視カメラの映像は録画できる機器とすること。
- ・本施設における警備等は、機器警備を行い、防犯及び安全性を確保すること。

#### シ. 火災報知設備

- ・中央監視設備を設置した中央監視室に主防災監視装置を設置し、施設内の防災情報を統括するシステムを構築すること。
- ・施設の機能上、天井が高い部分に配慮し、感知器等のメンテナンスや機器の選定に考慮すること。

#### ス. テレビ電波障害防除設備

- ・工事着手前に事前調査を実施し、また、完成後に事後調査を実施し、受信レベル・受信画質等の報告書を作成し、市に提出すること。
- ・本施設の建設及び改修に伴い、近隣に電波障害が発生した場合は、事業者において適切な措置を講ずること。なお、電波障害対策の対応工事は市側でその費用を事業者負担することとする。

#### セ. 誘導支援設備

- ・補助を必要とする施設利用者のために、外部からの出入口に、受付等に至るまでの誘導チャイム等の音声ガイドシステムやインターホンの設置を考慮すること。
- ・物品・資材の荷受等を考慮し、必要な出入口にインターホンを設置すること。
- ・多目的トイレや更衣室等必要箇所に呼出ボタンを設け、異常があった場合、表示窓の点灯と音声等により知らせる設備を設置し、総合案内所及び事務室・中央監視室に表示装置を設置すること。

### (6) 空気調和設備計画の要求水準

#### ア. 基本的事項

- ・アクアウィングの長寿命化改修工事で行う空気調和設備機器の更新を踏まえ、施設全体で計画すること。なお、「空気調和設備計画の要求水準」は、主に新総合体育館について記載するが、アクアウィングの長寿命化改修においても参考とし、施設全体でのシステム等の更新対応が望ましいものは提案を行うこと。
- ・更新性、メンテナンス性に配慮し、容易に保守点検、改修工事が行えるよう計画すること。
- ・安全性、将来性を考慮し、各諸室の用途・利用時間帯に配慮したゾーニングを行い、快適な空調システムを選定すること。
- ・熱源機器の集約化や負荷追従のよいシステムを導入し、保守管理の容易さに優れた機器及び器具を採用すること。
- ・環境、省エネルギーに配慮し、高効率な機器を採用すること。
- ・平常時及び災害時においても信頼性・安全性が高い設備を確保すること。

- ・少人数の職員での効率的な管理、運営ができるシステムとすること。
- ・各諸室の特性を踏まえ、機器の長寿命化を図ること。

#### イ. 空調設備

- ・各空調設備のシステム及び型式は、空調負荷や換気量等を考慮して、適正な室内環境を維持することができるものとする。具体的な空調設備の仕様は、事業者の提案によるものとする。
- ・メインアリーナ等の大空間は、自動的に自然換気が図られる等、夏の高温防止対策を講じること。また、利用人数や時間、競技内容等の違いに対応できる空調システムとし、空調や換気による気流が競技等に影響を与えないよう、吹き出し口の位置等に配慮すること。
- ・空調設備の吹き出し口等については、球技の飛球による損壊を防ぐための十分な対策を講じること。
- ・その他の諸室の空調設備は、その用途・目的に応じた空調システムを採用し、適切な室内環境を確保すること。ゾーニングや個別空調の考え方について、最適なシステムを提案すること。
- ・温度管理は各諸室で行い、中央監視室においても各諸室の管理ができるものとする。
- ・可能な限り、各諸室の静音環境を保つような設備計画に努め、屋外機器の騒音、振動が近隣及び室内に伝播しないよう配慮すること。

#### ウ. 換気設備

- ・各諸室の換気設備は、その用途・換気の目的などに応じて適切な換気方式を選定すること。また、シックハウス対応に十分配慮すること。
- ・感染症対策として、短時間に施設内の空気を循環させるための方式についても検討を行うこと。
- ・プールの湿気及び塩素が、他のエリアに流入しないよう施設全体のエアバランスを適切に保つ計画とすること。
- ・更衣室・シャワー室・トイレ及び臭気や空気汚染のおそれのある室などは単独換気として、他エリアとは独立させること。
- ・排気が室内及び周辺への悪影響を及ぼさない計画とすること。

#### エ. 排煙設備

- ・有効な開口部が設置可能な部分は、極力自然排煙方式を優先し、省コスト化を図ること。

#### オ. 自動制御設備

- ・中央監視室において、各種設備機器類の日常運転や維持管理・異常警報等の運転監視を可能なシステムとすること。
- ・日常運転は極力自動化を図ることにより、管理を省力化すること。
- ・アクアウィングの中央監視装置システムが令和元年に更新されていることを踏まえ、管理業務及び防災設備が適切に連携されたシステムとすること。
- ・管理区分エリアごとのエネルギー等の使用量や機器効率などが管理できること。

### (7) 給排水衛生設備計画の要求水準

#### ア. 基本的事項

- ・アクアウィングの長寿命化改修工事で行う給排水衛生設備機器の更新を踏まえ、施設全体で計画すること。なお、「給排水衛生設備計画の要求水準」は、主に新総合体育館について記載するが、アクアウィングの長寿命化改修においても参考とし、施設全体でのシステム等の更新対応が望ましいものは提案を行うこと。
- ・更新性、メンテナンス性に配慮し、容易に保守点検、改修工事が行えるよう計画すること。また、各機器は、保守管理や修繕・更新の容易さに優れた機器及び器具を採用すること。
- ・施設利用者の快適性、変動に対しても追従性が優れた、耐久性がある機器及び器具を採用すること。
- ・災害時においても信頼性・安全性が高い設備を確保するとともに、衛生面にも配慮すること。

#### イ. 衛生器具設備

- ・不特定多数の人々に利用される施設であることから、衛生的で使いやすく、快適性の高い器具を採用すること。
- ・省エネルギー・省資源に配慮した節水型の器具を採用すること。
- ・清掃の容易性、抗菌性に配慮した機器を採用すること。
- ・衛生器具は人員の規模に応じた適切な数とすること。
- ・トイレ内の洗面器はカウンター式の自動水栓、小便器は自動洗浄、洋式便器は暖房洗浄便座付きとし、女子トイレには擬音装置と同等以上の機能を備えること。なお、自動水栓・自動洗浄器には、停電時に対応可能な手動バルブ等を設けること。
- ・洋式便器を基本とすること。
- ・トイレは子供の利用にも配慮すること。
- ・個室トイレにサンタリーボックスを設置すること。
- ・多目的トイレはオストメイト対応とし、多目的シートやベビーシート、緊急呼出

などの警報装置を設置するなど、障がい者だけでなく乳幼児連れの利用など様々な利用者に対応できる設備とすること。

#### ウ. 給水設備

- ・アクアウィングの給水方式は、受水槽方式であることを踏まえ、衛生的かつ合理的な計画を提案すること。また、アクアウィングの受水槽を利用するなど、無駄のない計画を提案すること。
- ・給水設備は、各器具において、必要水量・水圧を常に確保でき、かつ、効率よく使えるシステムとすること。
- ・受水槽方式を採用する場合は、水槽内の水を災害時にも利用できるようにすること。
- ・アクアウィングはトイレ用洗浄水に中水（プール再生水）を利用していることを踏まえ、中水を利用した計画を提案すること。また、災害時にも利用できるようにすること。

#### エ. 給湯設備

- ・施設内の各箇所の給湯量、利用頻度等を勘案し、機能面に優れた効率のよい方式を採用すること。

#### オ. 排水設備

- ・施設内で発生する各種の排水（雨水を除く）を速やかに下水道に排出し、停電時や災害時を含め、常に衛生的環境を維持できるものとする。
- ・汚水、雑排水は屋内配管については分流、屋外にて合流させ、下水道に排出すること。
- ・排水に関しては、自然勾配によることを基本とし、ポンプアップはできる限り行わないこと。
- ・排水配管は、排水トラップの破封及び逆流等が生じないように、適切に通気設備を設けること。通気は施設内に侵入しない等、周辺居住環境に影響のない位置で大気に開放すること。

#### カ. ガス設備

- ・ガス供給については、必要各所へ、当該地区のガス供給業者の規定に従い、安全に配慮した供給を行う計画とすること。
- ・アクアウィングは、都市ガスを燃料とするコージェネレーションシステムを採用している。長寿命化改修工事で更新を行うことを踏まえて、各種設備計画を施設全体で行うこと。

キ. 消火設備

- ・消防法及び関係法令を遵守し、所轄の消防署と十分な協議を行った上で整備すること。

(8) 昇降機設備計画の要求水準

ア. 基本的事項

- ・2階建て以上とする場合は、施設利用者数の想定に応じた規模・台数のエレベーターを新総合体育館に設置すること。設置する場合は下記による。
- ・車いす等の利用や救護用の担架等を運べることに配慮した寸法や設備とすること。
- ・中央監視室に運転監視盤、エレベーター用インターホンを設置すること。
- ・施設利用者の動線に配慮した配置計画とすること。

(9) 外構計画の要求水準

ア. 基本的事項

- ・外構整備範囲は、原則、計画地内のアクアウイング周辺を除いた部分（防火水槽、消防用水施設を除く）を想定している。事業者は、運営・維持管理上及び機能上、支障が生じないように配慮した上で、整備範囲を提案すること。
- ・計画地内全体について、ユニバーサルデザインについて配慮すること。
- ・道路や駐車場・駐輪場からメインエントランスや観客用出入口までの歩車道を分離すること。
- ・視覚障害者に配慮した点字ブロックを、道路等からメインエントランスや観客用出入口まで設置すること。

イ. 造成

- ・事業者は、必要に応じて敷地内を造成することができるが、現総合体育館の解体後の敷地形状（高低差）は、可能な限り活かした造成計画とすること。
- ・周辺住環境への圧迫感低減を配慮した造成計画とすること。
- ・造成範囲、造成高さ、嵩上げ方法（盛土、擁壁等）については、事業者の提案とする。
- ・敷地造成は、土工バランスを考慮するとともに、残土は可能な限り場内での有効活用に配慮すること。

ウ. 駐車場・駐輪場等

- ・一般利用者用駐車場として、アクアウイング北側、南側既存駐車場を除いて、平

面駐車で250台以上、最大限確保すること。また、これとは別に、バス等の大型用として3台以上、その他大会関係者用として適宜、駐車場を確保すること。

- ・駐輪場は、原動機付自転車及び自動二輪車20台以上、自転車50台以上を平面式屋根無し駐輪場を確保すること。
- ・障がい者用駐車場は、関係法令・条例等に定められた誘導基準以上の台数を確保すること。また、障がい者用駐車場は、天候に関わらず施設への安全な動線を確保するとともに考慮した配置とすること。
- ・大規模大会の開催時等には、一般利用者駐車スペースをマイクロバスや大型バス等の駐車スペースとして利用できるようにすること。
- ・車両と歩行者の動線を可能な限り分離するなどし、歩行者の安全確保に十分な対策をとること。
- ・車両及び歩行者のスムーズな通行及び安全確保のため、必要な標識・路面標示を適宜整備すること。
- ・前面道路への出入口の位置、個所数、出入口幅、歩道幅員、歩道舗装構成等について、関係官庁と十分に協議を行い、安全に配慮した計画とすること。
- ・前面道路への出入口には、一時的に車両の進入を制限する可動式のチェーンポールを設置すること。
- ・車両進入口に車両が停滞し公道の交通に影響を及ぼさないように、車路のアプローチ距離に配慮すること。
- ・車両の通行による沈下・不陸及び段差を生じない構造とすること。また、凍結による破損が生じないように凍上対策を施した構造とすること。
- ・新総合体育館の出入口に近接して、ロータリー及び車寄せを整備すること。ロータリーや車寄せは、施設利用者の送迎バスや送迎車（タクシー含む）の乗降場所としての利用を想定している。
- ・災害時に救助活動等に活用することも十分考慮すること。

## エ. 雨水排水

- ・アクアウィング南側の雨水貯留施設は現存しないことを踏まえ、長野市開発行為指導要綱、開発許可審査基準等に基づき、改めて計画地全体を対象として要求される雨水流出抑制施設を設置すること。
- ・雨水を処理するのに十分な能力のある排水溝又は暗渠を設けること。また、敷地内の雨水が直接道路及び隣地に流出しない計画とすること。
- ・排水溝又は暗渠、雨水流出抑制施設は清掃しやすい構造とし、かつ、雨水による水溜り及び塵埃の発生を防止するため、適切な勾配や掃除口を設けること。
- ・雨水等排水再利用による水資源の効率的運用、省資源化を検討すること。



#### オ. 広場・緑地等

- ・市民の憩い・やすらぎの場にふさわしい広場を整備すること。
- ・親子で遊べる噴水エリアや、気軽にレクリエーションが楽しめるほか、屋外でのイベント等多様な利用ができる空間を確保すること。
- ・水飲み場、ベンチ（一部かまどベンチ）、休憩施設（四阿、パーゴラ等）を適宜設置すること。
- ・屋外公衆トイレ（新総合体育館の一部を外側から利用できるものでもよい）を設けること。
- ・歩行者用の通路を適切に設け、施設利用者・通行者の利便性、快適性に配慮すること。
- ・舗装は、想定される利用内容に応じた適切な耐圧性、防滑性、色彩、材質感などに配慮すること。
- ・可能な限り現在の緑地帯を活かしつつ、計画地全体を対象に緑化を適切に行うこと。樹種については、立地条件に適した選定・提案を行うこと。
- ・落葉樹を設ける場合は、雨樋や排水溝等、維持管理上支障をきたすことのない計画とするとともに、近隣住民等にも十分配慮すること。
- ・植栽に散水するために必要な散水栓を適宜設置すること。

#### カ. 照明

- ・安全性、防犯性に配慮し、施設の運営・維持管理上必要となる照明を設置すること。
- ・敷地内の主要な動線にも配慮すること。
- ・近隣への光害を抑制すること（設置位置や照度・照明の向き等）。
- ・点灯制御方式は、自動点滅及び時間点滅が可能な方式とすること。
- ・平常時に必要な照度を確保しつつ、災害時の停電にも対応できる計画とすること。
- ・照明器具は環境へ配慮し、省電力型照明を選定すること。

#### キ. その他

- ・新総合体育館の正面もしくはメインエントランスの近傍に、旗掲揚台（ポール3本）を設置すること。
- ・懸垂幕を設置できる場所を2箇所設置すること。なお、建築物への設置も可とする。
- ・フェンス等を設置する場合は、防犯性、視認性、景観性、安全性、耐久性等に配慮し、圧迫感が少ないものとする。
- ・施設銘板及び案内板を敷地内の分かりやすい位置に設置すること。

- ・健康増進法に基づく受動喫煙対策に配慮した喫煙スペースを、屋外の適切な場所に設置すること。
- ・計画地内にある既存の防災倉庫は、必要に応じて計画地内に移設すること。移設場所は、通常の施設運営に支障のない、かつ、災害時に必要備品・資機材の搬出ができる場所とすること。
- ・周辺地区の災害時の防火水槽（耐震性貯水槽 60 m<sup>3</sup>×1基）を設置すること。位置等の詳細については、長野市消防局と協議の上決定すること。
- ・計画地内に消防用水施設として利用可能な設備がないため、今回の整備のより消防法で要求される消防用水施設を設置すること。水量、個所数、位置等の詳細については、長野市消防局と協議の上決定すること。

## (10) 長寿命化改修の要求水準

### ア. 改修方針

アクアウィングの長寿命化改修は、劣化や更新時期の経過により運用上危険が生じる可能性のある箇所などの「安全性の確保」、「施設運営に支障が生じるもの」、「現在の法令等に適合していないもの」を優先的に改修する他、高断熱化や設備の効率化によるエネルギー消費量の削減に取り組むこととする。また、改修後の快適な利用につながる美観にかかわる部分についても対応することとする。

### イ. 改修内容

- ・改修内容については、本書Ⅱ－１－（７）「長寿命化改修建物概要」の工事内容表に基づくこととする。
- ・1期・2期工事分の基本設計及び1期工事分の実設計、1期工事分の工事費はこの改修内容を基に算出すること。

## Ⅲ 本業務の実施に関する事項

### 1 設計業務に関する諸条件

設計業務は、本施設を対象とし、その設計については、要求水準書、提案審査に関する提出書類等に基づいて、事業者の責任において基本設計及び実施設計を行うものとする。

#### (1) 設計期間

設計業務の期間は、新総合体育館及びアクアウィングが令和9年10月の国民スポーツ大会のリハーサル大会で使用されることと、令和10年3月末の本施設の全体供用開始に間に合わせるように、事業者が計画することとし、具体的な設計期間については事業者の提案に基づき事業契約書に定める。事業者は、関係機関と十分協議した上で、事業全体に支障がないよう設計スケジュールを調整し、本業務を円滑に推進するよう期間を設定すること。

#### (2) 業務の実施体制

- ・事業者は、設計業務を総合的に把握し、業務の調整と総合的な管理を行う管理技術者（提案書に明示した者）を選任し、設計業務計画書と合わせて設計業務着手時までに市に通知すること。
- ・設計業務計画書と合わせて提出する業務体制には、管理技術者、建築意匠担当主任技術者、建築構造担当主任技術者、建築積算担当主任技術者、電気設備担当主任技術者、機械設備担当主任技術者、外構（土木）担当主任技術者の記載を必須とし、その他の担当技術者の配置は任意とする。
- ・管理技術者の変更は原則として認めない。ただし、やむを得ない場合は、事業者から同等以上の資格及び設計実績を有する代理者を選出し、市と協議の上、変更の可否を決定する。
- ・管理技術者は、資格審査に関する提出書類の提出期限日以前において、3ヶ月以上の雇用関係にある建築士法第2条第2項に規定する一級建築士の資格を有する者を配置すること。
- ・設計業務に携わる担当主任技術者は、その内容に応じ、必要な知識及び技能を有する者であること。また、法令により資格が定められている場合は、当該資格を有する者を配置すること。

#### (3) 設計業務範囲

- ア. 事前調査業務

- ・事業者は、自らの提案において必要となる現況調査（既存工作物、植栽等を含む）、敷地測量、地盤調査等、各種調査業務を事業者の責任及び負担において、必要な時期に適切な内容で行うこと。なお、敷地測量、地盤調査は市が提供したデータの他に必要がある場合は調査業務を実施すること。
- ・解体を行う現総合体育館等及び長寿命化改修を行うアクアウィングのアスベスト調査を、必要な時期に適切な内容で行うこと。なお、主要建材については、市でアスベスト調査実施済みである。
- ・事業者は、上下水道、ガス、電力、通信等の状況等を調査し、必要に応じて関係機関と協議を行うこと。
- ・事業者が市の協力を必要とする場合、市は資料提供、その他について協力する。
- ・事業者は調査に先立ち調査概要及び日程等を記載した調査計画書を作成し、市に提出すること。また、調査終了後は調査報告書を作成し、市に提出すること。

#### イ. 設計業務

- ・事業者は、設計業務の内容について市と協議し、業務の目的を達成すること。また、その内容について、その都度書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認すること。
- ・事業者は、業務の進捗状況に応じ、市に対して定期的に報告すること。
- ・市は、設計業務の進捗状況及び内容について、随時確認できるものとする。
- ・設計業務に関する詳細工程表を含む設計業務計画書を作成し、市に提出すること。工程表の作成にあたっては、事業者において行うべき許認可取得期間及び市との協議、承諾に要する期間を見込むこと。
- ・事業者は、「公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）最新版」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修、社団法人公共建築協会編集・発行）に準拠し、その他については日本建築学会制定の標準仕様書を基準とし、業務を遂行すること。
- ・事業者は設計業務計画書に基づき、基本設計及び実施設計を行うこと。
- ・市との打合せ、報告、確認にあたっては、設計内容を表すための図面、スケッチの他に必要に応じて模型、パース等を用意すること。
- ・図面、図面リスト、工事費積算内訳書・積算数量調書等の用紙、縮尺表現方法、タイトル及び整理方法等は、市の指示を受けること。また、図面は、工事ごとに順序よく整理統合して作成し、各々一連の整理番号を付けること。
- ・事業者は基本設計が完成した段階及び実施設計が完成した段階で、速やかに基本設計図書及び実施設計図書を市に提出し、承諾を受けること。
- ・基本設計図書及び実施設計図書は、市の図面チェック等を受けたうえで、是正がある場合は速やかに対応し、それぞれ決められた業務期間内に市に提出するこ

と。

- ・実施設計は、工事の実施に向けて工事費内訳書を作成するために十分な内容とすること。また、建設工事着手後に実施設計図書の変更を行う場合に作成する設計も同様の内容とすること。

#### ウ. 各種申請等の業務

- ・設計業務は、関係法令に基づき実施すること。なお、必要となる関係官庁への各種法令・条例等の事前協議、申請、報告、届出等の手続き及び必要図書の作成等は、事業者の経費負担により実施すること。
- ・業務の遂行上必要な各種申請等の手続きを速やかに行うとともに、関係機関との協議内容を市に報告すること。また、必要に応じて各種許認可の書類の写しを市に提出すること。

#### エ. 市が必要とする各種資料の作成補助業務

- ・市が国、県ほか関連機関に対して行う報告業務について協力すること。
- ・市が議会や市民等（近隣住民も含む）に向けて設計内容に関する説明を行う場合や補助金の申請を行う場合等、市の要請に応じて説明用資料を作成し、必要に応じて説明に関して協力すること。

#### オ. 発注者、施設関係者等との打合せ業務

- ・定期的に行われる各種打合せへ参加すること。

#### カ. E S 事業導入検討に関する業務

- ・事業者はE S 設備工事（E S 工事範囲）の工事金額を本事業の工事費とは別に算出し、本プロポーザルでE S 工事費として提案すること。なお、E S 工事費は事業者が工事を行った場合を想定して算出すること。また、E S 工事費は本事業の全体事業費から賄うものであり、E S 工事費と本事業の事業費の合計は全体事業費以内であること。
- ・事業者は、提案に基づきE S 設備の基本設計を行うこと。
- ・E S 事業を導入した場合と全て市が整備した場合のコスト（事業費、想定光熱費、維持管理費）比較に係る資料を作成すること。
- ・E S 事業を導入した場合に市は別途プロポーザルでE S 事業者の選定を行う。これに伴い、事業者は、E S 設備範囲を確定した上で、システム構成、機器仕様、年間負荷、年間エネルギー量及び15年間の運営費用の想定値など、このプロポーザルに必要な項目を網羅した要求水準書を、本書I-5-オ「その他」に示されたE S 事業者発注スケジュールを考慮し作成すること。

- ・ E S 事業を導入した場合、事業者は E S 事業者決定後に E S 事業者が行う E S 設備の実施設計に協力すること。

キ. その他関連業務

- ・ 上記ア～カ以外に設計業務を実施する上で必要な関連業務を実施すること。

#### (4) 長寿命化改修に関する業務

##### ア. 改修内容の確認と提案

###### 【現地調査等の実施】

- ・ 本書Ⅱ－1－(7)「長寿命化改修建物概要」の工事内容表を参考に現地調査を行う他、過去の改修履歴調査及び施設管理者へのヒアリングを行い、劣化状況や不具合状況を把握したうえで、施設の長寿命化に寄与する改修工事を選定すること。
- ・ アクアウィングと新総合体育館の機能の一元化・施設の一体化、設備の共有化を行うことを踏まえたうえで、現地調査を行い、これに関連して改修工事を行うべき箇所についても選定すること。

###### 【優先順位の判定】

- ・ 本書Ⅱ－1－(7)「長寿命化改修建物概要」の工事内容表及び現地調査等の結果を踏まえて改修が必要と考える工事に優先順位を付し、工事を2期に分けた計画(第2期工事は第1期工事の概ね5年後)を提案すること。
- ・ 工事の優先順位は、劣化の状況等からリスクの種類を整理し、リスク発生の可能性から不具合の危険度、修繕等の緊急性等を勘案するとともに、新総合体育館整備との関連性がある工事について評価すること。
- ・ 2期に渡る長寿命化改修工事の後、15年間は全館休館を伴う工事を実施しない予定であるため、全館休館を伴う更新・修繕が必要な箇所については優先的に実施すること。

###### 【設備仕様の提案】

- ・ 現状の設備仕様について、各種大会を開催する上で、ハイスペックな設備を通常時から管理することでコストが大きくなる部分はグレードを下げた改修方法を検討し提案すること。
- ・ 新総合体育館及びアクアウィングの設備の共有化を行うにあたり、常用発電設備(停電対応型コージェネレーションシステム)と空気調和設備(排熱投入型冷温水発生機、ボイラー)と再生可能エネルギー設備等のベストミックスの提案をすること。

## イ. 留意事項

- ・現地調査にあたっては、施設運営中に調査できる日が限られるため、施設管理者等と日程を調整の上実施する。
- ・現地調査は、目視・打診調査、作動確認、耐用年数、メーカーヒアリング、施設管理者ヒアリング等により行う。現地調査による現状把握及び日常点検、法定点検結果等の記録がある場合はその記録に基づき修繕・更新などを講ずる必要のある改修内容や実施時期を整理し、総合的に判断を行うこと。
- ・現地調査により図面と現地で部材の仕様や位置等が異なる場合は、現地に合うように図面を修正すること。
- ・現地調査をする際、改修箇所におけるアスベストスクリーニングを行い、その結果、アスベスト含有分析調査の実施が必要な場合は、市側で別途分析調査を行うか、市側で事業者はその費用を負担することとする。また、アスベスト含有建材を改修する場合は、適正処理方法について設計・施工に反映すること。
- ・改修期間中のアクアウィング休館期間を必要最小限で設定すること。なお、運営に支障がない工事は休館期間以外に実施することも可とするが、居ながら工事は施設運営に与える影響をできるだけ少なくなるよう、騒音、振動、粉塵に配慮し、安全性を確保した上で工期短縮及びコスト削減となる工法を検討すること。また、工事エリアと使用エリアの区分がある場合、工事エリアと使用エリアの区分、施工順序等を概略施工工区割、概略工事工程表等に明示すること。
- ・改修期間中のアクアウィングの事務所機能については、既存総合体育館内に仮設置や仮設事務所を設置するなど対応を行うこと。
- ・既存不適格及び定期点検是正事項を整理し、必要に応じ既存施設の改修を行うこと。
- ・複数の工法が考えられる場合は改修工法選定に関する検討書を作成し比較検討を行い、最適な工法決定理由を明確にすること。  
例：防水改修工法、屋根改修工法 他
- ・老朽化した仕上げや下地材、設備機器の更新など長寿命化対策を実施することで構造に影響を与える場合は、構造面の安全性を確認すること。
- ・多世代の市民が利用する施設であり、建物内外の移動経路、サイン計画、トイレ洋式化などユニバーサルデザインの視点に立ち、すべての利用者が安心して利用できる使いやすい施設となるようバリアフリー化を積極的に進めること。
- ・エネルギー使用量を削減するため、LED照明や高効率設備機器の採用、再生可能エネルギーの採用など、省エネルギー・省資源に取り組み、環境負荷低減に配慮すること。
- ・更新する設備機器は、施設の利用形態を考慮するとともに、将来的な更新・修繕

に対応しやすいよう、汎用性に配慮した機器を選定すること。

- ・熱源機器の選定に当たっては、施設の規模、用途熱源負荷、使用時間帯、省エネルギー性、電力負荷の平準化、自然エネルギーの利用、経済性、安全性、信頼性、耐久性、保守点検の容易性、運転の資格者の有無、機器更新の容易性等を考慮したうえで、検討書を作成し比較検討を行い、最適な機器選定理由を明確にすること。
- ・配管配線については、原則既存利用とすること。

## (5) 業務遂行上の留意事項

### ア. 設計変更について

- ・市は必要があると認める場合、事業者に対して工期の変更を伴わず、かつ、事業者の提案を逸脱しない範囲で、本施設の設計変更を要求することができる。その場合、大幅な面積増や仕様変更が伴わない限り、契約の範囲内で対応するものとする。大幅な変更により、事業者に追加的な費用（設計費、工事費等）が発生した時は、市が当該費用を負担するものとする。一方、費用の減少が生じた時には、本事業の対価の支払額を減じるものとする。

### イ. その他

- ・その他の設計業務に関する事項については、【資料 16 長野運動公園総合体育館整備外事業設計業務委託特記仕様書】を参照すること。

## **2 建設工事に関する諸条件**

---

事業者が作成した実施設計図書等に基づいて、建設工事の各段階において市に適切な説明や確認を行いながら、より機能的で魅力的なものとして新総合体育館等を完成させることを目的とする。

### (1) 建設期間

建設工事の期間は、新総合体育館及びアクアウィングが令和9年10月の国民スポーツ大会のリハーサル大会で使用されることと、令和10年3月末の本施設の全体供用開始に間に合わせるように、事業者が計画することとし、具体的な建設期間については事業者の提案に基づき事業契約書に定める。事業者は、関係機関と十分協議した上で、事業全体に支障がないよう建設スケジュールを調整し、本業務を円滑に推進するよう期間を設定すること。



## (2) 業務の実施体制

- ・事業者は、建設工事の現場代理人を選任し、現場に常駐させること。また、機械設備工事、電気設備工事、外構（土木）工事の担当技術者を選任し、的確に工事の施工をできる体制を構築すること。その他の担当技術者の配置は任意とする。事業者は、監理技術者、主任技術者、現場代理人、担当技術者の氏名その他必要事項を、市に書面にて通知すること。

## (3) 建設業務範囲

### ア. 基本的な考え方

- ・事業契約書に定められた、本施設等の建設及び解体・撤去のために必要となる業務は、本書及び事業契約書において市が実施することとしている業務を除き、事業者の責任において実施すること。
- ・事業者は、工事に当たって必要となる各種許認可、届出等を事業スケジュールに支障がないように自らの責任において実施すること。
- ・工事（設計に起因するものを含む）に当たって、必要な関係諸官庁との協議に起因する遅延については、事業者の責とする。

### イ. 総合施工計画策定に当たり留意すべき項目

- ・事業者は、着工に先立ち、建設業務体制表、現場代理人及び主任技術者の業務経歴書、総合工程表、総合仮設計画、工種毎の詳細な施工計画書等、工事全体の施工を概括的にとりまとめた総合施工計画書を提出した上で、市と施工計画について十分協議を行い、承認を得て、工事に当たって必要となる安全対策を講じること。
- ・関係法令等を遵守し、関連要綱、各種基準等を参照して、適切な施工計画を策定すること。
- ・工事関係諸官庁及び関連機関については、着工に先立ち十分な調整を行い、建設業務期間中に必要な申請、届出などを十分に把握すること。
- ・新総合体育館建設中、アクアウィング長寿命化改修工事中、現総合体育館解体工事中、外構工事中等、各工事期間中の施設利用者の動線確保と安全対策を配慮した仮設計画とすること。また、工事期間中に開催される国民スポーツ大会のリハーサル大会や各種大会の施設利用者の動線確保や安全対策にも配慮すること。
- ・工事に伴い想定される騒音・振動・悪臭・粉塵・交通渋滞等については、近隣住民の生活環境等に与える影響を勘案し、合理的に要求される範囲の対応を講じて影響を最小限に抑えるための工夫を行うこと。
- ・工事に際しては、労働安全衛生法をはじめとする関係法令等を厳守し、作業員の安全を確保すること。

- ・工事目的物及び工事材料等を火災保険・建設工事保険、その他の保険に付すること。
- ・遅延なく CORINS に受注・竣工登録を行い、登録内容確認書を提出すること。

#### ウ. 着工前業務

- ・計画通知等に伴う各種申請の手続きを、事業スケジュールに支障がないように実施すること。必要な場合には、各種許認可等の書類の写しを市に提出すること。
- ・着工に先立ち、近隣住民との調整及び建築準備調査等（周辺建物影響調査を含む）を十分行い、工事の円滑な進行と近隣住民の理解及び安全を確保すること。
- ・工事による近隣住民等への影響を検討し、問題があれば適切な対策を講じること。また、工事完了後についても工事による近隣住民等への影響がないか確認すること。
- ・施設管理者及び近隣住民への説明等を実施し、工事時間、工事車両の出入及び工事工程等について十分な説明を行うこと。
- ・工事に電気、給水設備の費用及び使用料は事業者の負担とする。

#### エ. 建設期間中業務

##### 【建設業務】

各種関連法令等及び工事の安全等に関する指針等を遵守し、設計図書及び施工計画に従って、本施設等の建設工事を実施すること。また、事業者は工事現場に施工記録を常に整備すること。工事の施工においては、市に対し、以下の事項に留意すること。

- ・事業者は、工事監理者を通じて工事進捗状況を市に毎月報告するほか、市から要請があれば施工の事前説明及び事後報告を行うこと。
- ・事業者は、市と協議の上、必要に応じて、各種検査・試験を行うこと。なお、検査・試験項目及び日程については、事前に市に連絡すること。
- ・市は、事業者が行う工程会議に立ち会うことができるとともに、必要に応じて、随時、工事現場での工事状況の確認を行うことができるものとする。

##### 【E S 設備工事の調整（E S 事業を導入した場合に限る）】

- ・事業者は、E S 事業者が行うE S 設備の施工との調整及び協力を行うこと。

##### 【備品等設置業務】

- ・【資料 14 新総合体育館スポーツ器具リスト】を参考に提案したスポーツ器具について、工事を伴う各種備品等の制作及び設置を工事に含めて行うこと。
- ・備品等の仕様については、事業者の提案を受け、各種競技団体が確認の上可能

な範囲で調整ののち決定するが、各種競技に関する備品は、調達時点において、各種競技の最新ルールに対応したものを調達すること。スポーツ用具・器具は、各種競技協会の認定品を基本とすること。

- ・備品の調達方法については購入を基本とする。

#### 【解体・撤去に関する事項】

- ・本書Ⅱ－１－（５）「解体建物等概要」に示された建物や工作物の解体及び撤去を行うこと。なお、現総合体育館は、新総合体育館の供用開始後に解体工事を開始すること。
- ・解体及び撤去の範囲は、地上部及び地中部で不要となったすべての構造物を対象とする。なお、杭については、地盤の健全性・安定性の維持や撤去した場合の周辺環境への悪影響を防止することから、解体後の施設整備において干渉しないものについては残置するものとする。残置物については、報告書を作成し、市に提出すること。
- ・現総合体育館の解体後の敷地形状（高低差）は、可能な限り活かした計画とすること。
- ・周辺の工作物等に影響を及ぼさないような対策を行うこと。また、騒音・振動・排気ガス等の低減を図る等周辺環境保全に努めること。
- ・解体及び集積・積込みの際は、埃等が飛散しないよう十分散水すること。
- ・PCB 使用電気機器及びPCB 含有シーリング材の有無について調査を行い、これらが確認された場合は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「電気事業法：PCB 使用電気機器の取扱いについて」等関係法令を遵守し、金属箱に入れ適切に処理し、市に引き渡すこと。
- ・建設リサイクル法による特定建設資材については、再資源化に努めること。
- ・廃棄物等の処分にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき適切に処理・処分すること。また、アスベスト含有建材については、事前の調査結果に配慮し、関係法令及び法令適用基準に定められた方法により、適切に処理・処分すること。
- ・解体工事に伴う有害物質に関しては、関連法令を遵守するとともに、作業の安全性を確保の上、適切な処置を行うこと。
- ・隣接する建物や、道路、公共施設等に損傷を与えないよう留意し、施工中に汚損、破損した場合の補修及び補償は事業者の負担において行うこと。

#### オ. 中間検査業務

- ・事業者は、自ら本施設の中間検査を行うこと。
- ・基礎、構造躯体、隠蔽される部分等の検査を十分行うこと。

- ・事業者は、中間検査の実施内容及び日程を事前に市に報告し、調整を経て確認を受けること。
- ・事業者は、市に対して、各種検査の記録を報告書、写真等により報告すること。
- ・事業者自らの中間検査以外に市は、「長野市建設工事中間検査実施要領第3」及び「長野市合同検査実施要領第4」に基づく中間検査を、事業者及び現場代理人の立会いの下で実施する。時期等については別途協議による。

#### カ. 工事完成時業務（完成建物の部分引渡し時含む）

##### 【事業者による完了検査等】

- ・事業者は、工事の完了後、建築基準法等に基づく「完了検査」を行うこと。また、完成建物の部分引渡し（部分しゅん工）を行う場合は、建築基準法等に基づく「仮使用認定申請」を行うこと。
- ・事業者は、自らの責任及び費用において、完了検査等及び設備、機器、器具等の試運転を実施すること。
- ・完了検査等及び設備、機器、器具等の試運転の実施については、その実施日を事前に市に通知すること。
- ・市は、事業者が実施する完了検査等及び設備、機器、器具等の試運転に立ち会うものとする。
- ・事業者は、関連法令及び基準等に基づき、施設の状態について、健康で衛生的な環境を確保するため、代表的な室について、空気環境測定、照度測定、及び水質管理の各測定を実施し報告すること。
- ・事業者は、市に対して、完了検査等及び設備、機器、器具等の試運転の結果を検査済証その他の検査結果に関する書面の写しを添えて報告すること。

##### 【市によるしゅん工検査等】

- ・市は、事業者による完了検査報告を受けた後、市自らによる「しゅん工検査」を行う。また、完成建物の部分引渡し（部分しゅん工）の場合は、「部分しゅん工検査」を行う。市は、事業者及び現場代理人の立会いの下で、しゅん工検査等を実施する。
- ・しゅん工検査等は、市が確認した設計図書との照合により実施する。その結果、是正を求められた場合は、速やかにその内容について是正すること。この場合に発生する費用は、事業者の負担とする。
- ・事業者は、市によるしゅん工確認後、問題ない場合には、市からしゅん工確認の通知を受けるものとする。

#### 【施設の引渡し】

- ・事業者は、本施設の引渡しの際に、設備、機器、器具等の取り扱いに関して、市及び施設管理者への操作説明等を行うこと。（取扱説明書、保証書等の提出）
- ・事業者は本施設の設計、建設、事業者が行う完了検査の完了及び市が行うしゅん工検査の完了を経て、本施設の維持管理及び運営の実施が可能になった時点で、施設の引渡しができる。

#### （４） 建設工事特記仕様（全般）

- ア. 本書Ⅲ－５－（３）ア～コ「適用基準・仕様等」で「特記がなければ、」以下に具体的な材料・工法・検査方法等を明示している場合において、それらが関係法令・条例と異なる場合には、具体的な対応策について監督職員と協議すること。
- イ. 工事にあたっては、長野市環境方針(最新版)を十分に配慮し、設計書及び標準仕様書はもとより、環境に配慮した材料の仕様、廃棄物の発生抑制、アイドリングストップや省エネ重機の使用による省エネルギーの推進、低公害工事機材の使用、工事従業者への教育など、施工にあたって細心の注意を払うことにより、工事の環境への影響を極力少なくするよう配慮すること。なお、具体的な計画を、施工計画書に記載し実践するものとする。
- ウ. 工事の着手前に工事概要等を近隣住民等に周知するなど、理解協力を求めること。そのために看板等を設置した場合は、確実に固定し横転や飛散等しないようにすること。
- エ. 工事区域外に土砂等を散乱することがないように注意すること。また、道路等を汚した場合は速やかに清掃すること。
- オ. 作業時間、作業日、騒音振動等については、近隣住民に配慮し、関係法令を遵守することとし、事前に監督職員と協議のうえ、工事内容、施工条件等考慮して決めること。特に長野市公害防止条例には留意のこと。
- カ. 施設用途を十分に理解し、転倒防止、落下防止、衝突防止、足掛かり、指詰め防止、面取り等に配慮し、図示なくとも施工段階で考慮し安全性の高い施設になるよう努めること。
- キ. 諸材料については必要に応じ見本品または現品を提出し、監督職員の承諾を受け使用のこと。ただし、JIS規格合格品等で監督職員がそれを確認できた場合はこの限りではない。
- ク. 施工上必要ある個所は、監督職員の指示により適切なる材料をもって養生を施し、

急硬急乾凍結破損の防止をすること。

- ケ. 施工するにあたり建築、電気設備、機械設備、土木等の取合いを十分に検討すること。
- コ. 施工期間中の降雨等の排水については、任意仮設により水処理を行うこと。
- サ. 施工にあたり、必要最小限の樹木の枝打ち伐採は工事に含むものとする。(監督職員と協議、承諾のうえとする)
- シ. 工事完了後の検査が不可能な個所の施工にあたっては、必要に応じ監督職員の立会いのもとに施工のこと。
- ス. 工事完了後は速やかに工事現場内外の清掃、後片付け及び損傷個所の復旧補修をし、監督職員の確認を受けること。
- セ. 工事しゅん工引渡し後、工事の施工に起因した不具合が生じた場合は、建物及び工作物2年間(受注者の故意または重大な過失による場合、10年間)以内に、期日を定め補修工事をし、市建築課係員の検査を受けること。
- ソ. 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について
  - ・暴力団員等による不当要求又は工事妨害(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。また、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上の必要な協力を行うこと。
  - ・上記により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により市に報告すること。
  - ・暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、市と協議を行うこと。
- タ. 新型コロナウイルスへの対応について
  - ・作業従事者(当該現場の作業に従事している者。全ての下請負者を含む)の体温及び健康状態の把握を毎日行い、健康管理を徹底すること。
  - ・作業従事者に、感染の疑い又は濃厚接触した疑いのある者が判明した場合は、県や市の保健所に相談の上、その指導に従い自宅待機等適切な措置を講ずること。また、速やかに監督職員に報告すること。
  - ・作業従事者に感染者又は濃厚接触者が判明した場合は、速やかに監督職員に報告すること。また、工事の継続、一時中止等その後の対応について速やかに検討し、市との協議を行うこと。
- チ. 完成図を次の項目のとおり作成し、提出すること。
  - ・CADデータ

CADデータの提出は、CDにjww形式(SXF対応拡張線色・線種)で保存したものを1部提出する。

・総合版製本

製本については、白焼きとし、背表紙に年度と工事名、表紙に年度、工事名、設計者名、工事監理者名、施工者名、工期しゅん工日を印刷した見開きA1製本を1部、見開きA3製本を3部提出する。

- ツ. 保全に関する資料を作成し、1部提出すること。
- テ. 完成写真を作成し、カラー2L版と電子データを1部ずつ提出すること。なお、電子データは、RGB各8ビット(フルカラー)、JPEG形式最高画質とし、CD-Rにて提出すること。
- ト. 隣接する場所での工事施工がある場合は、業者間の連絡を密にし、各現場での錯綜を避けるように配慮すること。
- ナ. 工事施工上、他人の土地に立入る時は地主の許可を得ると共に、碎石などの混入に充分注意すること。
- ニ. 現場内及びその周辺環境の美化に努め、タバコの吸殻、空き缶又はごみ等を散乱させることの無いようにすること。
- ヌ. 作業に従事する者の安全についても充分配慮するため、労働安全衛生法に定められた新規入場者教育を実施し、記録の整備を行うこと。また、毎日の作業着手前の安全教育はもちろんのこと、現場に即した安全教育等を作業員全員の参加により、一ヶ月当り半日以上時間を割り当て実施すること。
- ネ. 高所で作業をする時は、作業に際し安全帯の着用を義務づけること。
- ノ. 工事範囲内で発生した事故については、工事内容や工事着手の有無に関わらず事業者の責任となることから、安全上支障があると判断される場合はそのための処置を行なうか、監督職員と協議して安全確保に努めること。
- ハ. 工事施工のための道路使用にあたっては、一般車両や歩行者の安全性・通行性を十分確保すること。
- ヒ. 現場事務所や資材置場等は、植栽の予定地を避けること。やむを得ず植栽予定地に設置した場合は施設撤去後に耕運等により土をほぐし植栽を行なうこと。
- フ. 産業廃棄物搬出について、「建設廃棄物処理委託契約書」、「許可書」の写しを、施工計画書に添付すること。また、「産業廃棄物管理票(マニフェスト)」は、A票とE票の全ての写しを竣工書類に添付し提出すること。

- へ. 施工計画書には再生利用促進計画書、竣工書類には同実施書（FDデータ添付）を添付し提出すること。
- ほ. 残土、アスファルト塊、コンクリート殻等を一時仮置きする場合は、仮置場地権者、権利者の了解を得るとともに、必要に応じて仮囲い、看板を設置するなどの措置をとり、監督職員と事前に協議すること。
- ま. 建設残土は自由処分とするが、搬入地については、次のことに注意して選定を行なうこと。
  - ・農地法、砂防法、河川法等の法令により規制されていない場所であること
  - ・地権者及び権利者の同意を得ていること。
  - ・砂防指定地以外であっても、残土処理により問題の発生が予想される場合は避けること。
  - ・運搬距離と処分費の組み合わせで最も経済的な搬入先を選定すること。

#### **(5) 建設工事特記仕様（建築工事）**

- ア. 施設利用者が工事現場内に立入らないように高さ3メートルの鋼板で仮囲いを設置し、利用者の安全を確保する措置をとること。
- イ. 足場を設ける場合、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における2の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。
- ウ. 工事用水、工事用電力とも既存の施設を有償にて利用できる。
- エ. 次の項目に定める防水工事は、事業者及び施工業者と連名で、保証期間を10年間とした保証書を提出すること。
  - ・アスファルト防水
  - ・シート防水
  - ・塗膜防水
  - ・FRP防水
  - ・ステンレス防水
- オ. 屋根工事は、事業者及び施工業者と連名で、保証期間を10年間とした保証書を提出すること。

#### **(6) 建設工事特記仕様（電気設備工事）**

- ア. 一般共通事項  
関係法令等を遵守すること。
- イ. 耐震施工



設備機器の固定は「建築設備耐震設計・施工指針 最新版」(国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人建築研究所監修)による。

なお、施工に際し、耐震強度計算書を監督職員に提出し、承諾を受けるものとする。

ウ. 調整・検査・トレーニング

各種機器が適正且つ正確に動作するように総合調整を行い、試験については計画書及び報告書を作成し、監督職員の承諾を受けるものとする。納入する機器の使用方法を市及び施設管理者に説明・運用トレーニングを実施すると共に、実際の使用を想定した運用マニュアルを作成すること。

エ. しゅん工事提出書類

電話交換機、音響、映像、照明等の各種機器設定データ類を整備し、提出するものとする。

**(7) 建設工事特記仕様 (機械設備工事)**

ア. 一般共通事項

関係法令等を遵守すること。

イ. 耐震施工

設備機器の固定は「建築設備耐震設計・施工指針 最新版」(国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人建築研究所監修)による。

なお、施工に際し、耐震強度計算書を監督職員に提出し、承諾を受けるものとする。

ウ. 給水設備・排水設備

長野市上下水道局「給水装置・排水設備工事指針」に従い設計・施工のこと。

エ. 消火設備

長野市消防局「長野市火災予防条例」に従い設計・施工のこと。

**(8) 建設工事特記仕様 (土木工事)**

ア. 事業者は監督職員に確認の上、必要に応じて植樹保険に加入すること。

イ. 植樹保険の対象物は材料費(樹木、地被植物、支柱材料、土壌改良剤、肥料、目土、幹巻材料、敷わら材料、目ぐし、雑品等)及び労務費のほか、機械の使用に要する機械経費も含む。

ウ. 植替え、播種の時期については、監督職員と協議するものとする。

エ. 植栽の位置については事前に位置出しを行い、監督職員と協議すること。

- オ. 樹木等の植物材料については特に適切な品質管理を行い、現場搬入後直ちに植栽を行なうこと。
- カ. 植穴の掘削に当たって、湧水・滞水・障害物等、樹木の生育を阻害する土壌状態が発見された場合は、監督職員と協議し適切な処置を行うこと。
- キ. 特に象徴的となるような高木の向きについては監督職員と協議を行なうこと。
- ク. 敷地内に水がたまらないよう、排水勾配の計画を十分に行うこと。
- ケ. 重機を使用して整地を行なう場合、植栽地となる場所は締固め過ぎないように注意すること。
- コ. カラー舗装等の着色された施設への墨入れは監督職員と協議したうえで実施すること。

### **3 工事監理業務に関する諸条件**

---

工事監理業務は、設計業務において作成した設計図書に基づいて、本施設の建設、改修、解体・撤去等が適切に実施されているかを確認することを目的とする。

#### **(1) 業務期間**

工事監理業務の期間は、建設工事の期間に基づいて、事業者が計画することとし、具体的な工事監理業務期間については事業者の提案に基づき事業契約書に定める。

#### **(2) 業務の実施体制**

- ・事業者は、工事監理業務の責任者（管理技術者）を配置し、工事監理業務計画書と合わせて業務着手時までに市に通知すること。
- ・工事監理業務計画書と合わせて提出する業務体制には、管理技術者、建築意匠主任担当技術者、建築構造主任担当技術者、電気設備主任担当技術者、機械設備主任担当技術者、外構（土木）主任担当技術者の記載を必須とし、その他の担当技術者の配置は任意とする。
- ・工事監理業務にあたっては、1名以上の工事現場の常駐体制を整えること。
- ・管理技術者は、工事監理等についての高度な技術能力及び経験を有する一級建築士とすること（当該業務の契約日以前3ヶ月以上の雇用関係を有する者）。
- ・管理技術者の変更は原則として認めない。ただし、やむを得ない場合は、事業者から同等以上の資格及び工事監理実績を有する代理者を選出し、市と協議の上、

変更の可否を決定する。

- ・工事監理業務に携わる主任担当技術者は、各分野の建設業務の遂行に必要な知識、経験、資格を有する者であること。また、法令により資格が定められている場合は、当該資格を有する者を配置すること。

### (3) 工事監理業務範囲

- ・事業者は、工事監理の着手に際し、工事監理業務計画書を作成し、市の承諾を得ること。事業者は工事監理計画書に基づき、本施設の工事監理を行うこと。
- ・事業者は、工事監理者に工事監理を行わせ、工事監理の状況について、毎月、監理日報、打合せ記録、主な工事内容、工事進捗状況及び器材・施工検査記録等を含んだ工事監理報告書を作成するとともに、定期的（毎月1回以上）に市に報告すること。
- ・市が要請したときは、書面等により工事・工事監理の事前説明及び事後報告を行うとともに、工事現場での説明を行うこと。
- ・工事監理者は、近隣対応や官公庁との協議等に関し、必要に応じて市や工事施工者と協力して速やかに対応すること。
- ・施設利用者の安全が最優先であることを十分に認識し、工事施工者に対し工事現場の安全衛生管理について助言、確認を行うこと。
- ・E S事業を導入した場合、E S事業者が行うE S設備の施工との調整及び協力を行うこと。
- ・その他の工事監理業務に関する事項については、【資料17 長野運動公園総合体育館整備外事業工事監理業務委託特記仕様書】を参照すること。

## **4 各業務の共通事項**

---

### (1) 長野市公契約等基本条例に関する事項

事業者は、法令を遵守するとともに、次に掲げる取組その他長野市公契約等基本条例第3条の基本理念に基づく必要な取組を行ない、公契約等を適正に履行するよう努めなければならない。

- ア. 長野市公契約等基本条例の内容について、労働者等へ周知するとともに、事務所（作業所）等へポスターを掲示すること。
- イ. 業務の一部を下請負者等に履行させるときは、長野市公契約等基本条例の内容について説明し、各々の対等な立場における合意に基づいて適正に契約を締結すること。
- ウ. （工事の場合）長野市公契約等労働環境報告書1部及び施工体系図（長野市建設工

事共通仕様書に定められたもの)の写し1部を契約後速やかに監督職員へ提出すること。この場合、業務の一部を下請負者等に履行させるときは、下請負者等の労働環境報告書を取りまとめて提出すること。

- エ. (設計及び監理業務委託の場合)長野市公契約等労働環境報告書1部及び業務体制図(「長野市公契約等基本条例の手引」に例示するもの)2部を契約後速やかに所管課へ提出すること。この場合、業務の一部を下請負者等に履行させるときは、下請負者等の労働環境報告書を取りまとめて提出すること。

## **5 遵守すべき法制度等**

---

本事業の実施に当たっては、提案内容に応じて関連する全ての法令、条例、規則等を遵守するとともに、各種基準、指針等についても要求水準と照合の上、適宜参考にすること。

なお、関連する法令等及び各種基準等については最新のものを適用することとし、下記に記載がなくとも、本事業を行うにあたり関連する法令等及び適用が必要と判断する各種基準等がある場合も適合または準用すること。

### **(1) 適用法令等**

- ア. 都市計画法、都市公園法
- イ. 建築基準法、建築士法、建設業法
- ウ. 消防法
- エ. 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
- オ. 健康増進法
- カ. スポーツ基本法
- キ. 道路法、道路交通法
- ク. 駐車場法
- ケ. 建築物における衛生的環境の確保に関する法律
- コ. 労働基準法、労働安全衛生法
- サ. 水道法、下水道法、浄化槽法
- シ. ガス事業法、高圧ガス保安法、電気事業法
- ス. 水質汚濁防止法、土壌汚染対策法、大気汚染防止法、悪臭防止法
- セ. 騒音規制法、振動規制法
- ソ. 景観法、屋外広告物法、電波法
- タ. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- チ. 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)

- ツ. エネルギーの使用の合理化等に関する法律
- テ. 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）
- ト. 資源の有効な利用の促進に関する法律
- ナ. 地球温暖化対策の推進に関する法律
- ニ. 脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律
- ヌ. 公共工事の品質確保の促進に関する法律
- ネ. 国等における環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）
- ノ. 興行場法
- ハ. 文化財保護法
- ヒ. 個人情報保護に関する法律
- フ. その他関連する法令等

## （２）適用条例等

- ア. 長野県建築基準条例
- イ. 長野県福祉のまちづくり条例
- ウ. 長野市建築基準法施行細則
- エ. 長野市建築物における駐車施設の附置等に関する条例
- オ. 長野市中高層建築物の建築に係る紛争の防止及び調整に関する条例
- カ. 長野市の景観を守り育てる条例
- キ. 長野市屋外広告物条例
- ク. 長野市緑を豊かにする条例
- ケ. 長野市都市公園条例
- コ. 長野市火災予防条例
- サ. 長野市公契約等基本条例
- シ. その他関連する条例等

## （３）適用基準・仕様等

- ア. 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- イ. 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ウ. 公共建築工事標準仕様書（機械工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- エ. 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- オ. 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- カ. 公共建築改修工事標準仕様書（機械工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- キ. 建築工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ク. 電気設備工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）

- ケ. 機械設備工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- コ. 建築改修工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- サ. 建築設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- シ. 建築構造設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ス. 建築設備設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- セ. 建築設備計画基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ソ. 官庁施設の基本的性能基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- タ. 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- チ. 官庁施設の環境保全性基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ツ. 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- テ. 高齢者・障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（国土交通省住宅局監修）
- ト. JIS 照度基準
- ナ. 建築工事標準詳細図（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ニ. 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ヌ. 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ネ. 建築物解体工事共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ノ. 建築工事設計図書作成基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ハ. 建築設備工事設計図書作成基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ヒ. 構内舗装・排水設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- フ. 雨水利用・排水再利用設備計画基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ヘ. 擁壁設計標準図（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ホ. 工事写真の撮り方（建築編）（建築設備編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- マ. 公共建築工事積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ミ. 公共建築工事共通費積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ム. 公共建築工事標準単価積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- メ. 公共建築数量積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- モ. 公共建築設備数量積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ヤ. 長野市公共建築設計業務等委託基準
- ユ. 長野市公共建築設計業務委託共通仕様書
- ヨ. 長野市公共建築工事監理業務委託共通仕様書
- ラ. 長野市公共建築工事標準書式
- リ. 長野市建設工事共通仕様書
- ル. 長野市測量調査等共通仕様書
- レ. 長野市土木工事施工管理基準
- ロ. その他関連する基準等

※上記ヤ～レの仕様書等については、長野市のホームページよりダウンロード可能